

双葉町復興まちづくり計画 (第二次)

(案)

平成28年 月

双葉町

はじめに

町民の皆さまへ

（「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」の策定に当たって）

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から、5年9か月が経過しました。町民の皆さまにおかれましては、震災及びその後の避難先で無念の思いの中で亡くなられた皆さまのご冥福をお祈りしますとともに、今なお苦しい、先が見えない避難生活を強いられている町民の皆さまに対し、衷心よりお見舞い申し上げます。

また、双葉町民〇〇名が全国〇都道府県、〇市町村に避難する中、避難先自治体の住民の皆さまをはじめ、関係機関の震災当初からの多大なご支援、ご協力に感謝申し上げます。

さて、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」については、4年計画となっていた第一次計画を、長期ビジョンなど町の復興に係る各種計画の内容を取り込みながら策定いたしました。特に、平成28年8月31日に原子力災害対策本部復興推進会議において、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」が決定されたことから、帰町に向けてより具体的な道筋もお示しすることができました。

庁内の計画策定体制として、まずは、役場の係長クラスの中堅・若手職員で構成する幹事会で、課題や施策の方向性の整理を行い、専門的な内容に関しては有識者会議での議論を踏まえながら、副町長と全課長で構成される「復興まちづくり計画推進会議」にて議論を重ねてきました。

町民意見の集約体制としては、基本目標としている「町民一人一人の復興」と「町の復興」に対応する形で、町民委員により構成される「人の復興部会」と「町の復興部会」を設置し、テーマを絞った重点的な審議を行っていただきました。

最終的には、若者世代を中心とした直接の町民ヒアリング・住民意向調査・町民委員により構成される双葉町復興町民委員会からのご意見やご提言をいただき、ここに「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」を決定することができました。

これからの10年は、双葉町の抱える様々な課題について、町民や地域、団体、事業者など皆さまの英知を結集し、連携を深めながら果敢に挑戦していくことが、将来の双葉町の復興の実現につながると考えております。

この「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」の実現に向けて、町民の皆さまと共にまい進し、双葉町の復興を町民の皆さまの目に見える形に具現化するため、全力を傾注してまいります。今後とも町民の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この第二次計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました、町民並びに町議会の皆さまをはじめ、熱心にご審議いただきました双葉町復興町民委員会の皆さま、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成28年12月

双葉町長 伊澤 史朗

構成・目次

I 章 復興まちづくり計画（第二次）の策定にあたって

P I -1

「双葉町復興まちづくり計画（第二次）策定にあたっての双葉町の復興を巡る現状や基本的な考え方を整理

1. 策定の趣旨（目的・位置付け）

- （1）目的
- （2）計画の位置付け

2. 双葉町の復興を巡る現状・町を取り巻く環境

- （1）町民の避難状況
- （2）双葉町を取り巻く状況の変化
- （3）双葉町内の空間線量の様子

3. 双葉町復興まちづくり計画（第二次）の策定過程

- （1）策定体制
- （2）策定過程

4. 復興まちづくり計画（第二次）の対象・期間・計画の構成

- （1）計画の対象
- （2）計画の期間
- （3）計画の構成

II 章 復興まちづくりの基本構想

P II -1

「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」が掲げる復興まちづくりの3つ基本理念、3つの基本的考え方、復興の進め方（場所・時間軸）を整理

1. 復興まちづくりの基本理念と基本目標

2. 双葉町の将来像

3. 復興まちづくりの進め方

- （1）復興まちづくりの3つの視点
- （2）帰還の進め方
- （3）双葉町の復興・再興に向けた3つの取組分野

参考 施策体系図

III 章 双葉町への帰還に向けて

P III -1

「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（政府方針）」を受け、双葉町として、町への帰還に向けた考え方を整理

1. 帰還に向けた基本的な考え方

- （1）帰還環境整備の進め方
- （2）双葉町の避難指示解除準備区域（浜野・両竹地区）に関する考え方
- （3）帰還が可能となるまでの間における生活再建支援
- （4）双葉町全域の再興に向けて

2. 目標人口

「町の復興」で進める「双葉町内拠点」の整備の考え方と整備イメージを整理

1. 双葉町内復興拠点の整備

- (1) 双葉町内復興拠点の6つのゾーンと関連インフラ
- (2) 双葉町内復興拠点における段階的な整備の推進
- (3) まちづくり会社等を活用した、行政・民間協働による復興拠点の整備・活性化等
- (4) 町内における役場機能の回復

2. 双葉町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性

- (1) J R双葉駅周辺における「住む」拠点の整備
- (2) J R常磐線の復旧とJ R双葉駅
- (3) 中野・両竹地区における「働く拠点」の整備
- (4) 浜野地区における「発信」拠点の整備
- (5) アーカイブ拠点施設と復興記念公園の連携による情報発信
- (6) 「町内復興拠点」のその他エリアでの復興への取組
- (7) 関係インフラの整備
- (8) 双葉町内復興拠点の整備スケジュール（イメージ）

「人の復興」で進める「町民一人一人の生活再建の実現」に向けた取組を整理

1. 不自由な避難生活の改善に向けた取組

- (1) 住環境の改善
- (2) 双葉町外拠点の整備

2. 自立した生活の再建に向けた取組

- (1) 生活の再建
- (2) 事業活動支援と雇用の確保

3. 健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組

- (1) 保健・医療・介護・福祉体制の確保
- (2) 高齢者等の健康・生きがいづくり

「町民のきずな」で進める「町民のきずなの維持・発展」、「ふるさとへの思いをつなぐ」取組を整理

1. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

- (1) 町民の交流機会の確保
- (2) 町からの情報提供の充実・円滑化
- (3) 双葉町外拠点の活用

2. 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

- (1) 双葉町を担う次世代の育成
- (2) 教育環境の充実
- (3) ふるさとの荒廃の防止等
- (4) 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承
- (5) 震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承

Ⅶ章 計画の実現に向けて

PⅦ-1

双葉町復興まちづくり計画（第二次）の施策・事業を推進する上での体制や課題を整理

1. 関係者の連携による計画の推進と進捗管理

- （1）関係者の連携による計画の推進
- （2）進捗管理

2. 連携・協働

- （1）国・県・周辺市町村との連携・協働
- （2）町民との協働・民間活力の積極的活用

3. 今後検討を進めるべき課題

- （1）帰還計画の作成と、防災・避難計画の見直し等
- （2）各種の公共・公益施設の再開方針の整理等
- （3）帰町を見合わせる町民への支援・情報提供の在り方
- （4）新規転入者の受入れに向けて
- （4）さらなる復興加速化に向けた取組

4. 今後の計画の見直しについて

参考

P 参考-1

双葉町復興まちづくり計画（第二次）に関連する参考資料を整理

1. 参考（検討中）

- （1）帰還困難区域の取扱いに関する考え方
- （2）復興公営住宅の整備について

★資料編

- ・委員会・部会での意見
- ・若者意見聴取の概要
- ・平成 28 年度住民意向調査結果
- ・有識者会議での意見 など

I 章 復興まちづくり計画（第二次） の策定にあたって

双葉町復興まちづくり計画（第二次）は、双葉町の復興まちづくりや町を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を見直し、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの町民一人一人の生活再建と町の復興に向け、今後 5～10 年程度かけて町が取り組む施策を明らかにしたものです。

I 章 双葉町復興まちづくり計画（第二次）の策定にあたって

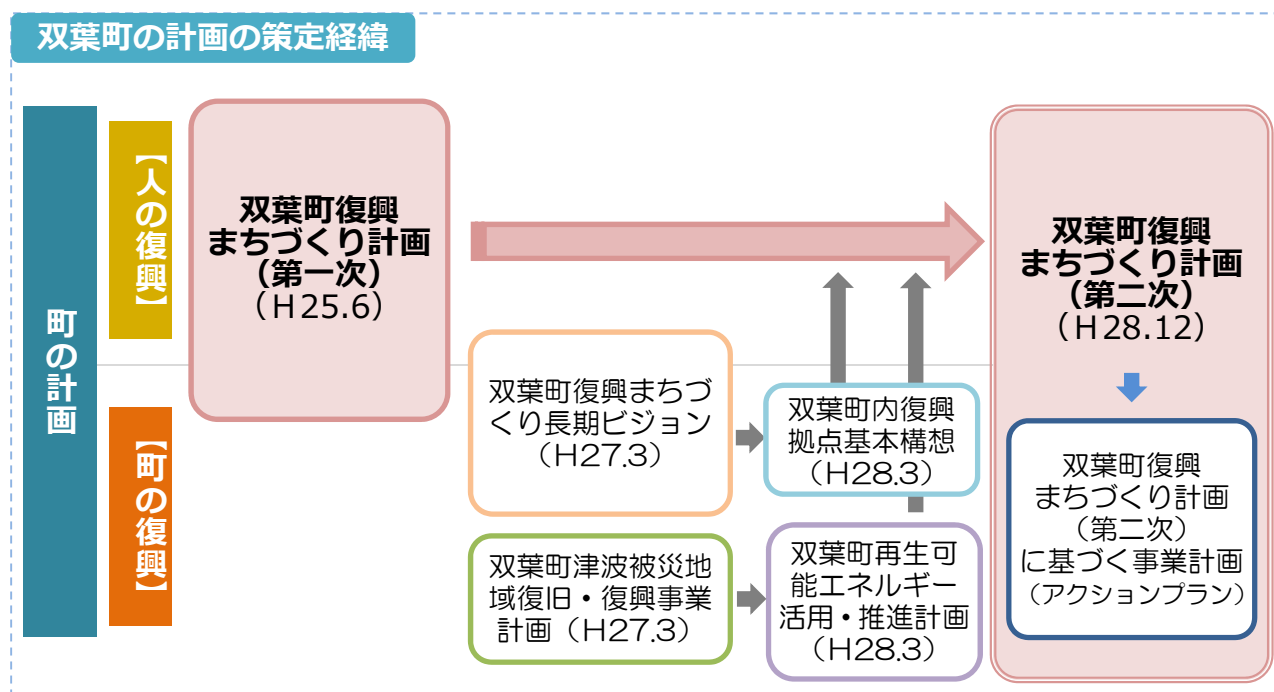
1. 策定の趣旨（目的・位置付け）

（1）目的

- 双葉町が、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により全町避難を強いられてから、5年9か月が経過しました。
- 町の96%が帰還困難区域に指定され、そこでの活動が大きく制限されている中で、いまだに町の復興・帰還の見通しが立たず、いまなお約7千人の町民は、全国各地で不自由な避難生活を強いられています。こうした全国に避難している町民の声に応えるために、町民の生活再建と町の復興を進めていくことが求められています。
- こうした中、双葉町では、町として取りまとめた各種の復興まちづくり計画に基づき、これらに描かれた施策の実現に向けて全力で取り組むとともに、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（原子力災害対策本部復興推進会議）（平成28年8月31日）（以下「帰還困難区域の取扱いに関する政府方針」という。）」の内容を踏まえつつ、町の復興への道筋を示す双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（以下「第二次計画という。」）を策定いたしました。
- 策定にあたっては、まちづくりの方向性を明確化し、帰還に向けた方向性をより具体化するなど、町民にとって分かりやすく実効性のある計画としました。

(2) 計画の位置付け

- これまで双葉町では、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）（平成 25 年 6 月）」、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン（平成 27 年 3 月）」、「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）（平成 27 年 3 月）」、「双葉町内復興拠点基本構想（平成 28 年 3 月）」、「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画（平成 28 年 3 月）」を策定してきました。
- 第二次計画は、これまで別計画に記載していた「人の復興」と「町の復興」を同一計画に記載し、双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として位置付けます。



2. 双葉町の復興を巡る現状・町を取り巻く環境

(1) 町民の避難状況

- 現在（平成 28 年 10 月 1 日時点）の支援対象となる人口は、6,953 人です。
- 平成 28 年度の住民意向調査によると、避難先自治体は、いわき市が 32.7%、郡山市が 10.6%、福島県外が 35.8%となっています。

(2) 双葉町を取り巻く状況の変化

- 双葉町復興まちづくり計画（第一次）策定後、今もなお双葉町民は分散避難を続けておりますが、町では双葉町が抱える諸課題を確実に取り組みながら町民の帰還に向けて復興を進めています。
- 双葉町を取り巻く状況の変化の主な動きについては、以下のとおりです。

双葉町を取り巻く状況の変化					
	～ 平成 24 年度 (2012 年) 東日本大震災 (H23.3)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度 (2014 年)	平成 27 年度 (2015 年)	平成 28 年度 (2016 年)
国による避難指示と 町（役場）の動き	(国)警戒区域の設定 (H23.4) 「さいたまスーパーアリーナ」、加須市・旧騎西高校に避難 (H23.3)	(国)双葉町の警戒区域を帰還困難区域と避難指示解除準備区域に再編 (H25.5) 役場本体機能をいわき市東田町に移転 (H25.6)			(国)「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(政府方針)」発表 (H28.8)
双葉町の復興への歩み			双葉町立幼稚園・小学校・中学校開校 (いわき市) (H26.4) 国道6号の自由通行 (H26.9) 常磐自動車道全面開通 (H27.3)	(県)双葉町に復興祈念公園の立地決定 (H27.4) 国土交通大臣が双葉復興ICについて連結を許可 (H27.6) 浜野地区、両竹地区の除染終了 (H28.3)	(JR)JR常磐線の2019年度末の全線開通決定 (H28.4) (県)双葉町にアーカイブ拠点施設の立地決定 (H28.8) JR 双葉駅西側の約 40ha 除染開始 (H28.10)
町民等と協働して実施した取組		「つなげようつながろうふたばのわ」創刊 (H25.11) 双葉町の想いをのせた復興ロゴマークが決定 (H26.3)	「FM ラジオ“双葉町情報 FMいわき発”」放送開始 (H26.4) 福島県郡山市に町民施設「せんだん広場」を開設 (H26.4) タブレット端末(情報端末)無料配布 (H26.9) 「夢ふたば人」主催の「双葉町ダルマ市」開催 (H26.9)	記憶の町ワークショップで神戸大学の学生と双葉の街並みを再現 (H27.11～12) 「双葉町ダルマ市」で5年ぶりに巨大ダルマ引きが復活 (H28.2)	

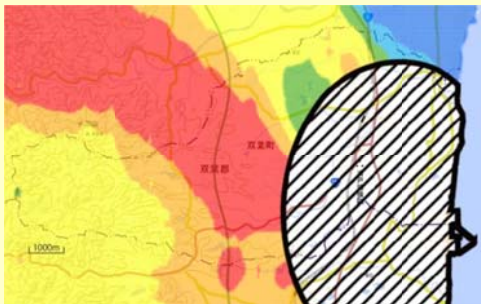
(3) 双葉町内の空間線量の様子

- 空間線量については、文部科学省の「文部科学省放射線量等分布マップ拡大サイト」や原子力規制委員会の歩行サーベイのモニタリング結果等が公開されています。
- 双葉町における航空機モニタリングの測定結果（地表面から1mの高さの空間線量率の測定結果）や原子力規制委員会の歩行サーベイ調査結果から、平成23年から平成28年の間に空間線量が減衰している様子をみることができます。

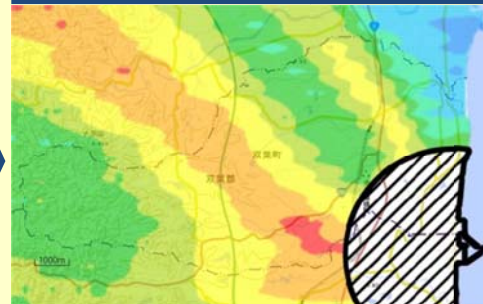
参考

文部科学省 放射線量等分布拡大サイト 空間線量（航空機モニタリング）

第1次航空機モニタリング
(H23年4月29日時点)



福島県及びその近隣県における
航空機モニタリング (H27年11月4日時点)



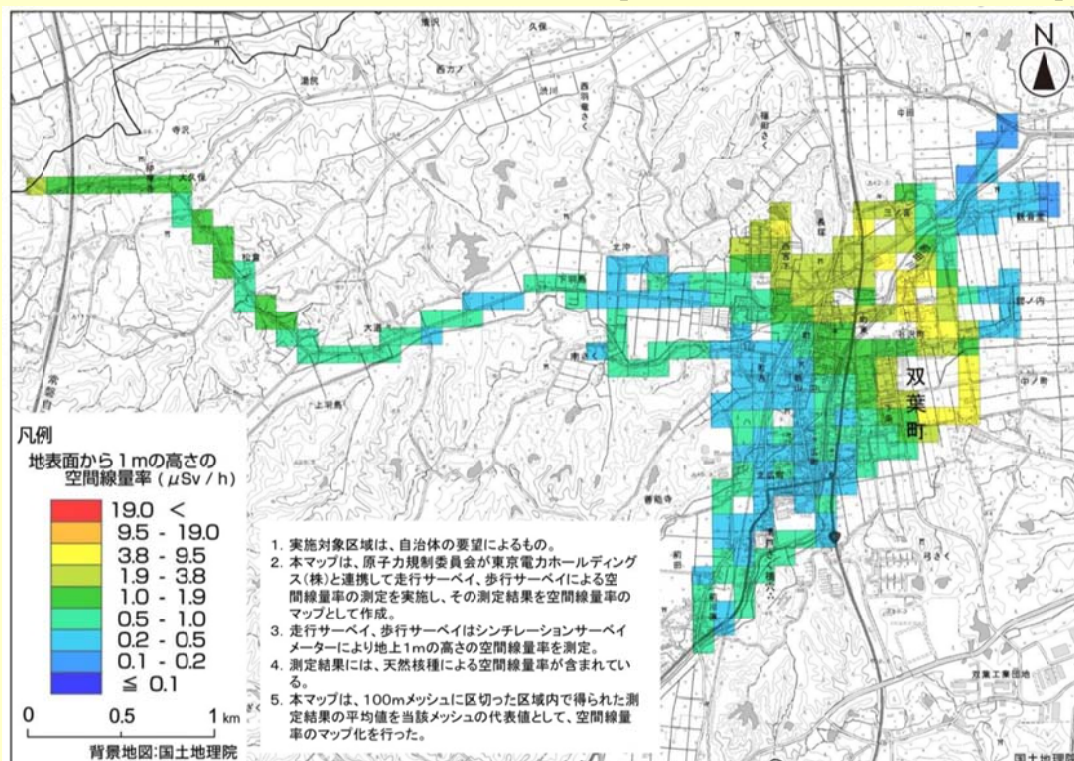
※航空機モニタリングは、地表面の放射性物質の蓄積状況を確認するため、航空機に高感度で大型の放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を広範囲かつ迅速に測定する手法。

「放射線量等分布マップ拡大サイト/地理院地図」より

参考

原子力規制委員会 詳細モニタリング（双葉町）

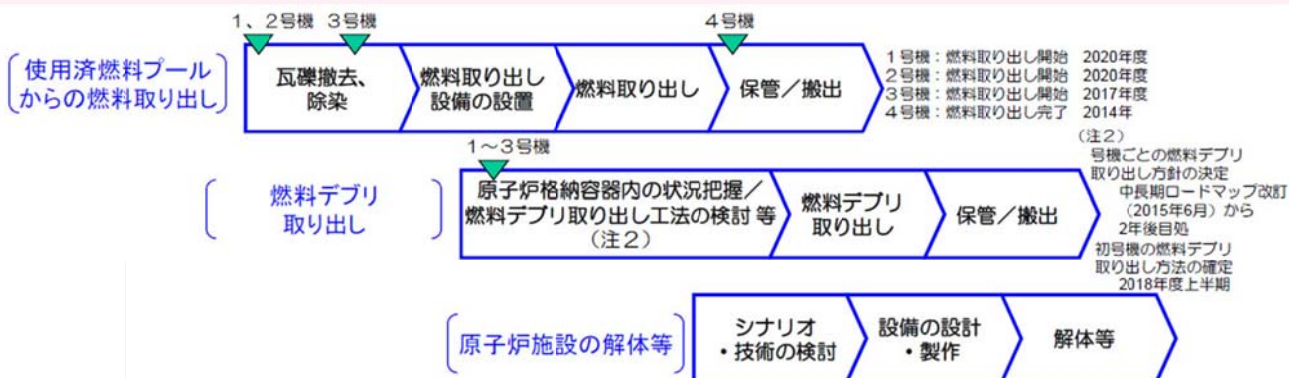
[平成28年7月20日～21日測定]





福島第一原子力発電所の廃炉に向けた国の動き

- 福島第一原子力発電所の「廃炉」とは、原子炉を解体・撤去することをいいます。
- 廃炉の作業はまず、「使用済燃料プール」と呼ばれる場所に保管されている核燃料を取り出し、その後、原子炉内に溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を取り出す順序で進められます。
- 廃炉が完了するまでには30年から40年かかるとされ、その間の取組内容は3つの期間にわかれて計画されています。



プールからの燃料取り出しに向けて

1号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け、建屋カバーの解体作業を進めています。

2015年7月より建屋カバーの解体を開始し、2016年9月に壁パネルの取り外しを開始しています。作業にあたっては、十分な飛散抑制対策と、放射性物質濃度の監視を行いながら、着実に進めてまいります。



（1号機建屋カバー壁パネル取外状況）

ふくしま復興ステーション（復興情報ポータルサイト）

「福島第一原発の廃炉に向けた取組について」、

東京電力ホールディングス

（廃炉・汚染水対策チーム会合 第35回事務局会議）

2016年10月27日より

コラム

中間貯蔵施設

○中間貯蔵施設は、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵する施設として、福島第一原子力発電所を取り囲む形で、大熊町・双葉町に整備することとしています。

中間貯蔵施設の基本的な考え方（ロードマップ） H23 年 10 月策定・公表

＜主な内容＞

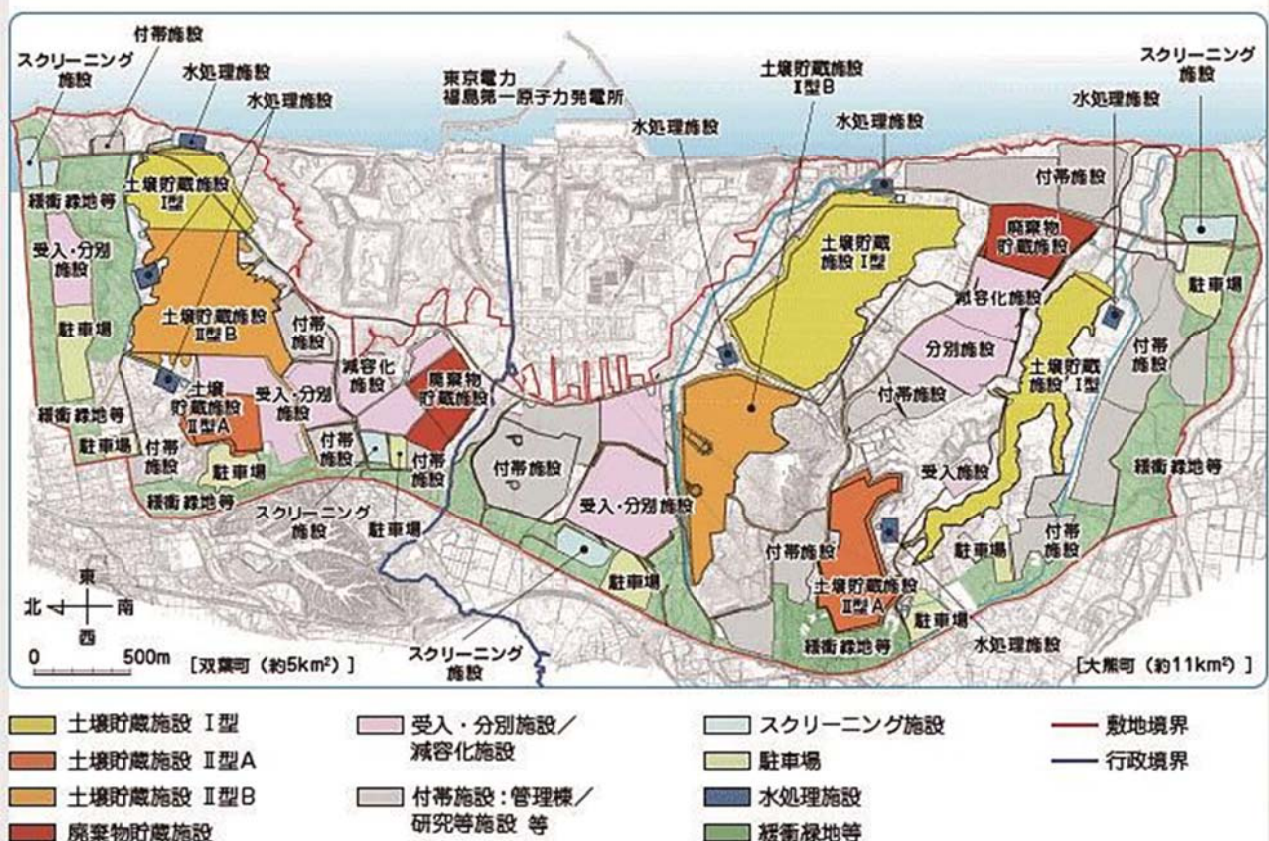
- 施設の確保及び維持管理は国が行う
- 仮置場の本格搬入開始から 3 年程度（平成 27 年 1 月）を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- 中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了する

○中間貯蔵施設では、県内市町村の仮置き場などに保管されている、除染により取り除いた土壌や側溝の汚泥、草木、落ち葉などを貯蔵します。

○可燃物については、原則として焼却し、量を減らした上で、焼却灰として貯蔵します。

○福島県内の除染土壌などの発生量は、減容化（焼却）した後で、約 1,600 万 m^3 ～2,200 万 m^3 （東京ドームの約 13～18 倍に相当）を想定しています。

中間貯蔵施設配置図



3.双葉町復興まちづくり計画（第二次）の策定過程

（１）策定体制

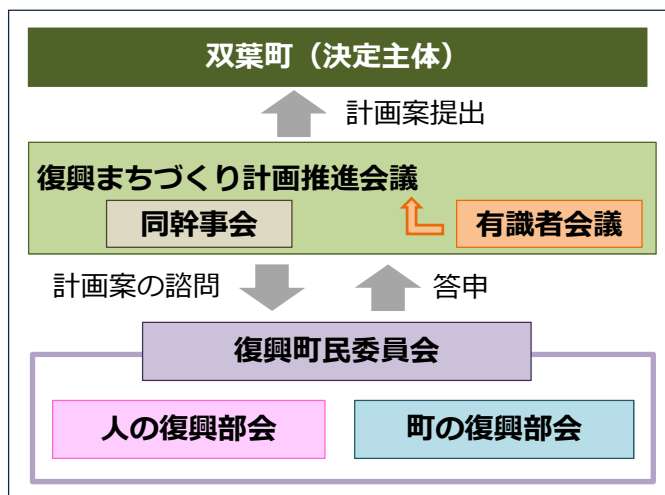
○第二次計画では、町民のみなさまから広くご意見をいただくとともに、有識者から専門的なご提案をいただくために、右図のような体制で計画策定作業を進めました。

○平成 28 年度の復興町民委員会は、本委員会を 3 回、人の復興部会及び町の復興部会をそれぞれ 3 回ずつ開催しました。

○また、より多くの町民のみなさまからご意見をいただくために、毎年実施される住民意向調査に加え、平成 28 年度は、7 月、9 月に若者を対象とした意見聴取を実施しました。

○庁内においては、役場の係長クラスの中堅・若手職員で構成する幹事会において、課題や施策の方向性の整理を行いました。

○上記各組織での議論等を踏まえ、副町長と全課長で構成される「復興まちづくり計画推進会議」において「双葉町復興まちづくり計画（第二次）案」を取りまとめ、最終的に町として決定いたしました。



図：復興まちづくり計画＜第二次＞の体制図

（２）策定過程

復興町民委員会（平成 28 年 6 月、11 月、12 月：計 3 回、35 名）

「人の復興部会」と「町の復興部会」に分かれ、各テーマについて議論し、本委員会で計画案を答申。

人の復興部会（平成 28 年 7 月、9 月、10 月：計 3 回）

第 1 回（7/26）：13 名

私たちが希望を持てる今後（5～10 年後）の暮らしを考える

第 2 回（9/1）：11 名

復興へ向けた具体的な取組について考える

- ・自立した生活の再建に向けた取組

- ・町民のきずなの維持・発展に向けた取組

- ・次世代を育み、ふるさとを

- 繋いでいくための取組

第 3 回（10/11）：10 名

帰還困難区域に関する政府

方針を踏まえた今後の

取組



町の復興部会（平成 28 年 7 月、9 月、10 月：計 3 回）

第 1 回（7/21）：21 名（内、中学生 2 名）

JR 双葉駅西側・新市街地ゾーンと JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの整備方針と整備イメージを考える

第 2 回（9/2）：17 名

JR 双葉駅周辺のまちづくりの具体的な取組について考える

第 3 回（10/12）：14 名

帰還困難区域に関する政府

方針を踏まえた今後の取組



復興まちづくりに関すること、計画策定に向けた検討状況等について広く町民意見を聴取。

若者意見聴取（平成 28 年 7 月、9 月）

- グループインタビュー（合計 39 名）
 - ・「集まれ！ふたばっ子 2016」(小中高生・保護者)
 - ・「夢ふたば人」(30～40 代男性)
 - ・「ママサロン(加須市)」(40～50 代女性)
- 個別インタビュー（3 名）
 - ・30～40 代子育て中の女性(いわき市・日立市)

住民意向調査（平成 28 年 9 月）

- 対象
 - ・全町民(3,384 世帯) ※回答率 48.0%
- 調査項目
 - ・震災前、避難先の状況
 - ・将来に関するご意向 など

復興まちづくり計画推進会議（平成 28 年 6 月、8 月、9 月、10 月、11 月：計 5 回）*11 月現在

第二次計画に関する意見を集約し、計画案を作成。

若手職員中心の幹事会では各テーマを議論・提案、有識者会議では 5 名の学識委員が計画の妥当性を確認。

同幹事会（平成 28 年 4 月～11 月）

第 1 回、第 2 回 ・二次計画策定プロセスに関する確認

第 3 回（7/13）：27 名

- ・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの整備イメージ

- ・双葉町内における役場機能回復の在り方

第 4 回（8/1）：10 名

- ・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの方向性

- ・双葉町内における役場機能回復の在り方

第 5 回（8/4）：10 名

- ・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの方向性

- ・双葉町内における役場機能回復の在り方

第 6 回（9/26）：9 名

- ・双葉町への帰還に向けた考え方

- ・避難指示解除に関する考

- え方

- ・避難生活が続く間、特に

- 必要と考えられる生活再

- 建支援

- ・その他帰還に向けた課題

- の整理

第 7 回（11/18）：9 名

- ・二次計画案の内容について



有識者会議（平成 28 年 7 月、8 月、9 月、10 月：計 4 回）

第 1 回（7/15）：4 名

- ・現地視察

- ・第二次計画策定の留意点等について 他

都市計画分野専門会議（8/18）：3 名

- ・幹事会から提出された駅東（まちなか再生ゾーン）の案について

- ・駅東の検討の方向性、想定される整備方針について

- ・駅西（新市街地ゾーン）の考え方について

第 2 回（9/28）：5 名

- ・双葉町への帰還に向けた取組方及び課題の整理について

- ・町民のために必要と考えられる避難先での生活再建支援について

第 3 回（10/27）：5 名

- ・第二次計画骨子案につ

- いて



4. 復興まちづくり計画（第二次）の対象・期間・計画の構成

（１）計画の対象

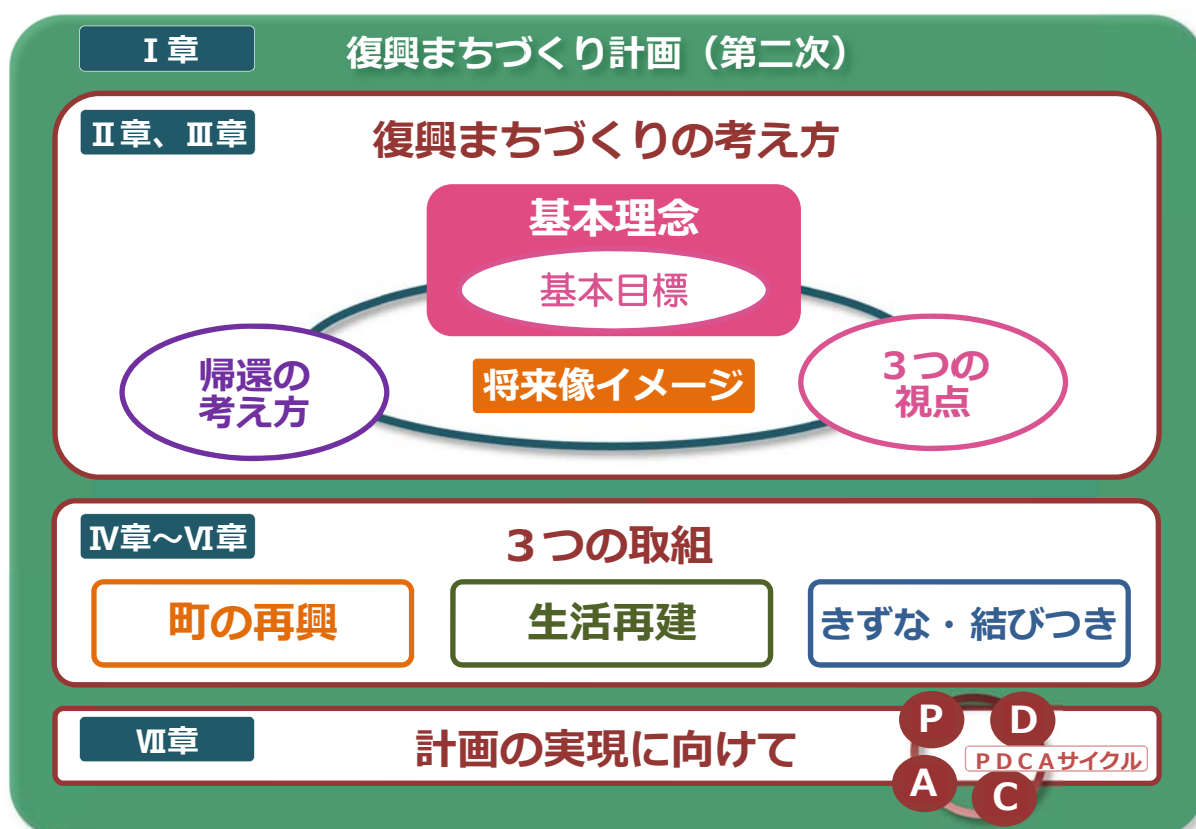
- 第二次計画は、町の行政区及び町民が避難先として選択した地域を対象とします。
- 第二次計画は、帰還する町民、帰還を迷っている町民及び帰還しないと決めている町民並びに新たに双葉町に転入する町民を対象とします。
- 第二次計画は、行政等が主体となって推進する事業のほか、町民や民間企業等が実施する事業も対象としています。

（２）計画の期間

- 第二次計画は、双葉町のまちづくりの全領域にわたる中長期的な目標として、あるべき姿や目指すべき方向を定めるものです。
- 当面の５年間に特に焦点を当てながら、今後５～１０年程度の期間の指針となる計画としています。

（３）計画の構成

- 次の図は、ii 章に記載した「基本理念」など、それぞれの考え方の関係性を表したものです。
- 将来像を共有しながら、基本理念と基本目標を頂点として、当面の復興まちづくりに向けた取組を進めていくイメージを図式化しました。



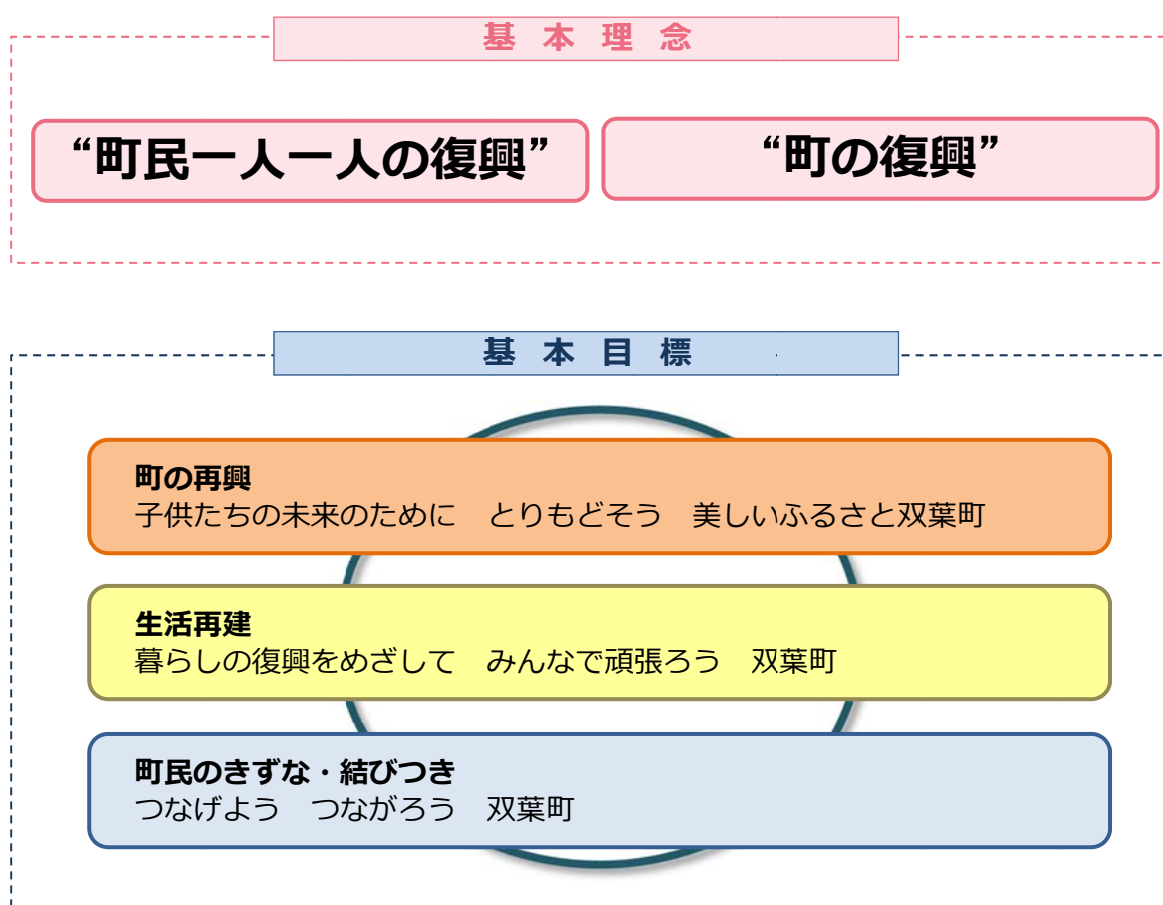
Ⅱ章 復興まちづくりの基本構想

双葉町の復興まちづくりの基本理念である「町民一人一人の復興」と「町の復興」を進めるため、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」においても、「町の再興」、「生活再建」及び「町民のきずな・結びつき」の3つの基本目標の下、計画を策定しました。

Ⅱ章 復興まちづくりの基本構想

1. 復興まちづくりの基本理念と基本目標

- 「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」において、双葉町の復興まちづくりの「復興像」として、2つの基本理念と3つの基本目標を定めました。
- 第二次計画においても、これらの考え方を踏襲し、『“町民一人一人の復興”と“町の復興”をめざして』を基本理念とし、以下の3つの基本目標の下で、双葉町の復興に向けて全力で取り組んでいきます。



2. 双葉町の将来像

双葉町の6つの将来像

将来像 1

町民のきずなを繋げるまち



将来像 2

ふるさと双葉町の記憶を
次世代に引き継ぐまち

将来像 3

新たにみんなで作りあげる
魅力的なまち



将来像 4

新たな産業を創出し継続的な
雇用を生み出すまち

将来像 5

次代の双葉町を担い世界に
貢献する人材を育てるまち



将来像 6

災害を克服し安全・安心に
暮らせるまち



将来の姿（再興期のイメージ）

- 双葉町とのつながりが保たれています。
- 交流の促進が創出されています。
- 町の復興のシンボルが創られています。

- 双葉町の記憶が伝承されています。
- ふるさとへの思いや良さが継承されています。

- 新たな生活の場が確保されています。
- 既存中心市街地が再生しています。
- 復興を牽引する新たな産業が創出しています。

- 魅力的な雇用の場が確保されています。
- 既存産業（農業・商工業）が再生しています。
- 生活・産業を支えるインフラが整備されています。

- 人材育成・教育により、次世代の町民が活躍しています。
- さらに次の世代に対する高度な教育環境も整備されています。

- 津波災害への備えが進み、減災対策が図られています。
- 暮らしの安全対策が確保されています。
- 健康的で生き生きとした生活がなされています。

3. 復興まちづくりの進め方

(1) 復興まちづくりの3つの視点

- **多様な立場・考えの相互理解、町民一人一人の選択の尊重**

震災から年数が経過する中で、町民の置かれている状況は様々です。町としても、町民一人一人の選択を尊重しながら復興まちづくりを推進します。

- **行政と民間との協働による町民の力の結集**

双葉町の復興は、行政の力だけでも民間の力だけでも成しえませんが、まちづくり会社等を活用した、行政と民間との協働により、町民主体の復興まちづくりを推進します。

- **広域連携による双葉郡の力の結集**

本町を含め、双葉郡の復興に向けた取組は今後とも続きます。こうした中、周辺市町村との広域連携を図り、双葉郡の力を結集した復興まちづくりを目指します。

(2) 帰還の進め方

- **「帰還困難区域の取扱いに関する政府方針」を踏まえた取組**

平成 28 年 8 月 31 日に原子力災害対策本部復興推進会議において、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」(P○ ○章○参照)が決定されました。双葉町はこの政府方針を踏まえた取組を進めていきます。

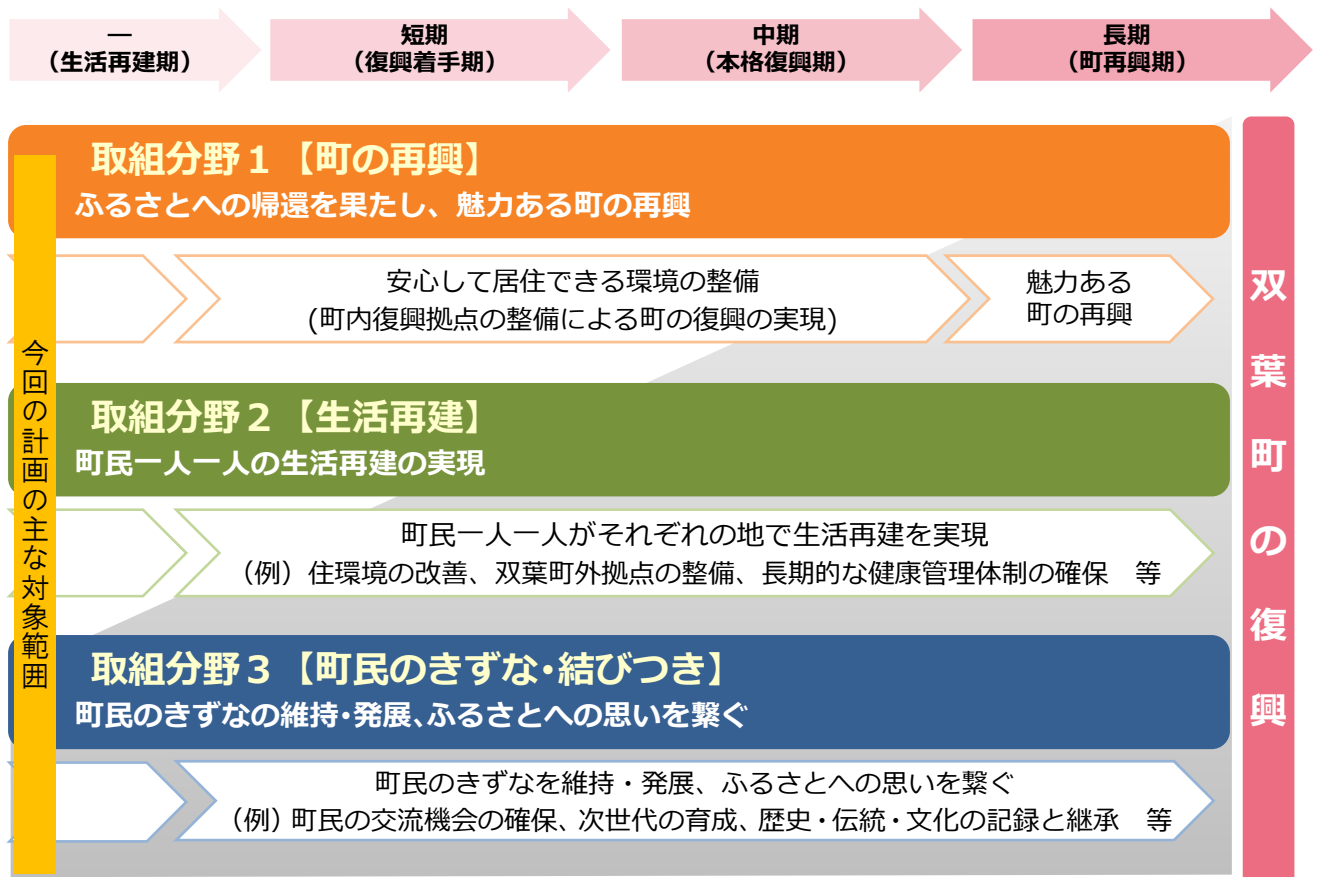
- **計画的かつ段階的な取組**

双葉町に帰還可能な環境を早期に整備するため、町内全域の復興を同時に進めるのではなく、計画的かつ段階的に取組を進めます。

※帰還に関する詳細な考え方はⅢ章に記載しています。

（３） 双葉町の復興・再興に向けた３つの取組分野

- 双葉町の将来像を思い描きながら、町の復興に向けて段階的に取り組んでいきます。
- 双葉町への帰還が可能となるまでには、今後とも年単位の時間が必要です。そのため、第二次計画においても、復興まちづくりの基本目標に沿い、大きく３つの取組分野に分類して復興に向けた各種取組を進めていきます。



【町の再興】 ふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町の再興

魅力あるふるさと双葉町の再興に向けた、まちづくりの基本的な考え方について整理。

- **町の再興を実現するための双葉町内復興拠点の整備に関する基本的な考え方**
双葉町内復興拠点の6つのゾーンと関連インフラを段階的に整備します。

【生活再建】 町民一人一人の生活再建の実現

不自由な避難生活の改善と、自立した生活を再建し、健康的で生き生きとした生活を実現していくための取組について整理。

- **不自由な避難生活の改善に向けた取組**
町民一人一人の生活再建のため、住環境の改善や双葉町外拠点の整備に引き続き取り組みます。
- **自立した生活の再建に向けた取組**
町民の安心した生活を確保するため、生活再建支援、雇用の確保等に引き続き取り組みます。
- **健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組**
町民のみなさまの健康的で生き生きとした生活実現のために、保健・医療・介護・福祉体制の確保、健康・生きがいづくりに取り組みます。

【町民のきずな・結びつき】 町民のきずなの維持・発展、ふるさとへの思いを繋ぐ

町民のきずなを維持・発展させ、次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組について整理。

- **町民のきずなの維持・発展に向けた取組**
双葉町とのつながりを保ちながら、安心した生活を送れるようにするため、交流機会の確保や情報提供の充実化等に引き続き取り組みます。
- **次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組**
双葉町を次世代に繋いでいくために、双葉町を担う人材の育成、教育環境の充実、ふるさとの荒廃防止、歴史・伝統・文化の継承、震災・事故の教訓の伝承等に取り組みます。

① J R 双葉駅周辺における「住む」拠点の整備

- 新市街地ゾーン ● まちなか再生ゾーン

② 中野・両竹地区における「働く」拠点の整備

- 新産業創出ゾーン ● 再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン

③ 浜野地区における「発信」拠点の整備

- 被災伝承・復興祈念ゾーン

④ 町内復興拠点のその他のエリアでの復興への取組

- 耕作再開モデルゾーン ● 共同墓地の整備

⑤ 関係インフラの整備

- 復興シンボル軸（県道井手長塚線等）の整備 ● 海岸堤防・防災林 ● 町道、上・下水道の整備

① 不自由な避難生活の改善に向けた取組

- 住環境の改善 ● 双葉町外拠点の整備

② 自立した生活の再建に向けた取組

- 生活の改善 ● 事業活動支援と雇用の確保

③ 健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組

- 保健・医療・介護・福祉体制の確保 ● 高齢者等の健康・生きがいづくり



① 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

- 町民交流機会の確保 ● 町からの情報提供の充実・円滑化 ● 双葉町外拠点の活用

② 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

- 双葉町を担う次世代の育成 ● 教育環境の充実 ● ふるさとの荒廃防止等
- 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承 ● 震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承



Ⅲ章 双葉町への帰還に向けて

避難指示の解除は帰町をする上での最低限の前提条件であり、町への帰還については、それぞれの事情を踏まえ、町民一人一人が自らの意志で最終判断をしていただくことになります。町としても、町民一人一人の判断を尊重し、当面は帰町を迷っている方や二地域居住を選択されるという方を含め、双葉町に戻りたいとの思いがある方が最終的に帰町できるよう、粘り強く取り組みます。

また、今後の帰町に向け具体的な時期が見えてきた段階で、双葉町への帰還計画を別途作成いたします。

Ⅲ章 双葉町への帰還に向けて

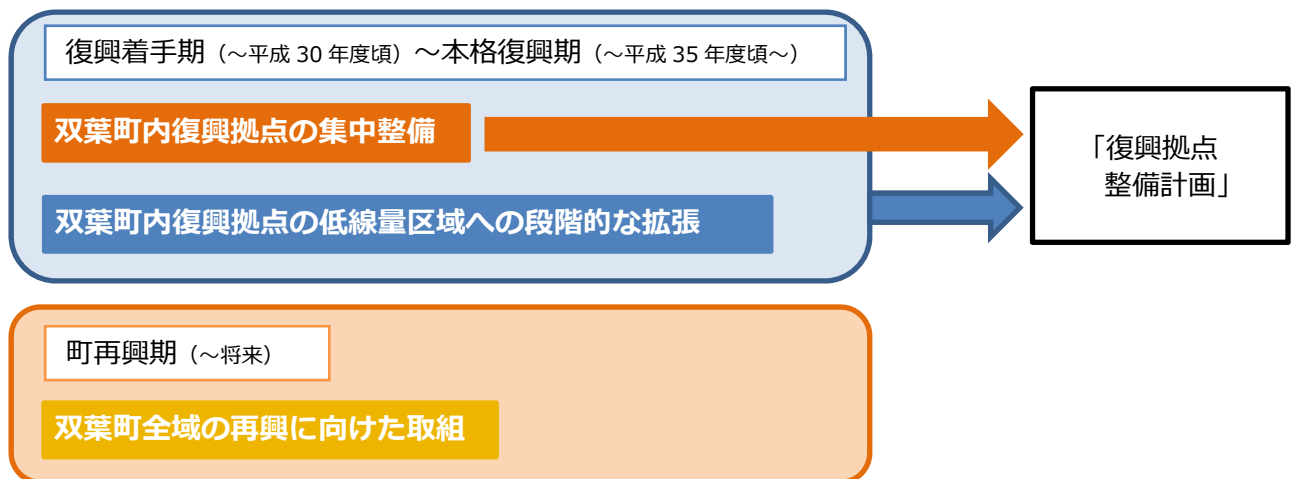
1. 帰還に向けた基本的な考え方

(1) 帰還環境整備の進め方

○平成 28 年 8 月 31 日に原子力災害対策本部復興推進会議において、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」(P○ ○章○参照)が決定されました。この政府方針を踏まえ、帰還困難区域の面的除染を始めとする新たな枠組みによる復興事業に可能な限り早く着手できるよう、平成 29 年度のなるべく早期に、以下の構想及び計画を作成し、国による計画の認定を求めます。

①双葉町の「帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想」

- 上記の政府方針を踏まえ、大きく以下の枠組みにより、双葉町の復興の計画的かつ段階的な推進を図ることを旨として作成します。
- 双葉町に帰還可能な環境を早期に整備するため、町内全域の復興を同時に進めるのではなく、計画的かつ段階的に取組を推進します。
- まずは、放射線量の低減の状況を最大の基準とし、インフラ復旧状況等も踏まえつつ、町内を「復興拠点の候補区域（低線量区域）」と「中長期的な検討区域（高線量等区域）」の大きく二つに区分して取組を進めます。
- 低線量区域の中には、まずは当面 5 年程度で重点的に取り組む「復興拠点」を設定し、その整備計画を作成の上、国の早期認定を求めます。



②双葉町の「復興拠点整備計画」

- 全体構想を踏まえ、双葉町の復興を効果的かつ着実に推進できる計画として策定します。
- 「復興拠点」の区域設定に当たっては、魅力ある住環境と産業基盤を兼ね備えた「復興拠点」の実現を目指し、震災前の双葉町の姿や、これまでの復興まちづくり計画を踏まえ、町の意向を最大限尊重して計画を認定するよう、国に強く求めます。
- 整備計画の策定に当たっては、帰還目標時期及び帰還目標人口について、各事業のスケジュールの目安や住民意向調査の結果等を踏まえ、町としての目標を示すよう努めます。

（２）双葉町の避難指示解除準備区域（浜野・両竹地区）に関する考え方

- 双葉町の避難指示解除準備区域（浜野・両竹地区）の復興事業はすでに動き出しており、今後、双葉町の「働く拠点」として、帰還困難区域内の復興拠点到先駆けて整備が進みます。
- 浜野・両竹地区の「働く拠点」としての整備が進み、その避難指示が解除されれば、双葉町への人の流れの強化と、それに伴う町の復興加速化が大いに期待されます。
- 一方、津波被災地でもあるこの地区に、町として住宅を整備する計画は現時点ではなく、「働く拠点」としての整備により、避難住民の帰還環境が整ったと考えることは適切ではありません。
- そこで、双葉町の避難指示解除準備区域については、この地域の住民が不当な扱いを受けることが決しないよう国に強く求めながら、双葉町への人の流れを創出する「復興の先駆け」として、この地域の町びらきに合わせた先行的な避難指示解除を目指し、取組を推進します。
- この避難指示解除は「働く拠点」環境整備のためのものであり、先行的な住民の帰還を進めるものではありません。

（３）帰還が可能となるまでの間における生活再建支援

- 上記のような取組を早急に進めたとしても、町への帰還が可能となるまでには、今後とも年単位の時間が必要です。こうした中、高速道路の無料措置、医療費の一部負担金の減免等を始めとする生活再建支援については、ふるさと双葉町から離れた生活を強いられる間、生活再建支援の延長・拡充等を国・県に強く求めます。

（４）双葉町全域の再興に向けて

- 町としても、双葉町へ帰還可能な環境を早期に整えるためには、計画的かつ段階的に取組を推進する必要があると考えております。
- 一方、現時点では高線量な区域も含め、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の復興が完全に果たされたとは言えません。
- 帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けて、町として粘り強く取り組むとともに、帰還困難区域全域の復興・再生に責任を持って取り組んでもらうよう国に求めます。

帰還環境整備の進め方イメージ

○双葉町の帰還環境は、次の3つのステップを踏みながら整備を進めていきます。

双葉町内復興拠点の集中整備

震災前の双葉町の姿や、これまでの復興まちづくり計画を踏まえ、まずは当面5年程度に取り組む「復興拠点」を検討し、国の認定を求めます。国の認定後は、避難指示解除準備区域における復興事業と併せて帰還困難区域における復興事業を集中的に推進します。

双葉町内復興拠点の低線量区域への段階的な拡張

国の認定を受けた当初の「復興拠点」の整備の進捗状況等を踏まえ、復興拠点の区域を町内の低線量区域に徐々に拡張します。

双葉町全域の再興に向けた取組

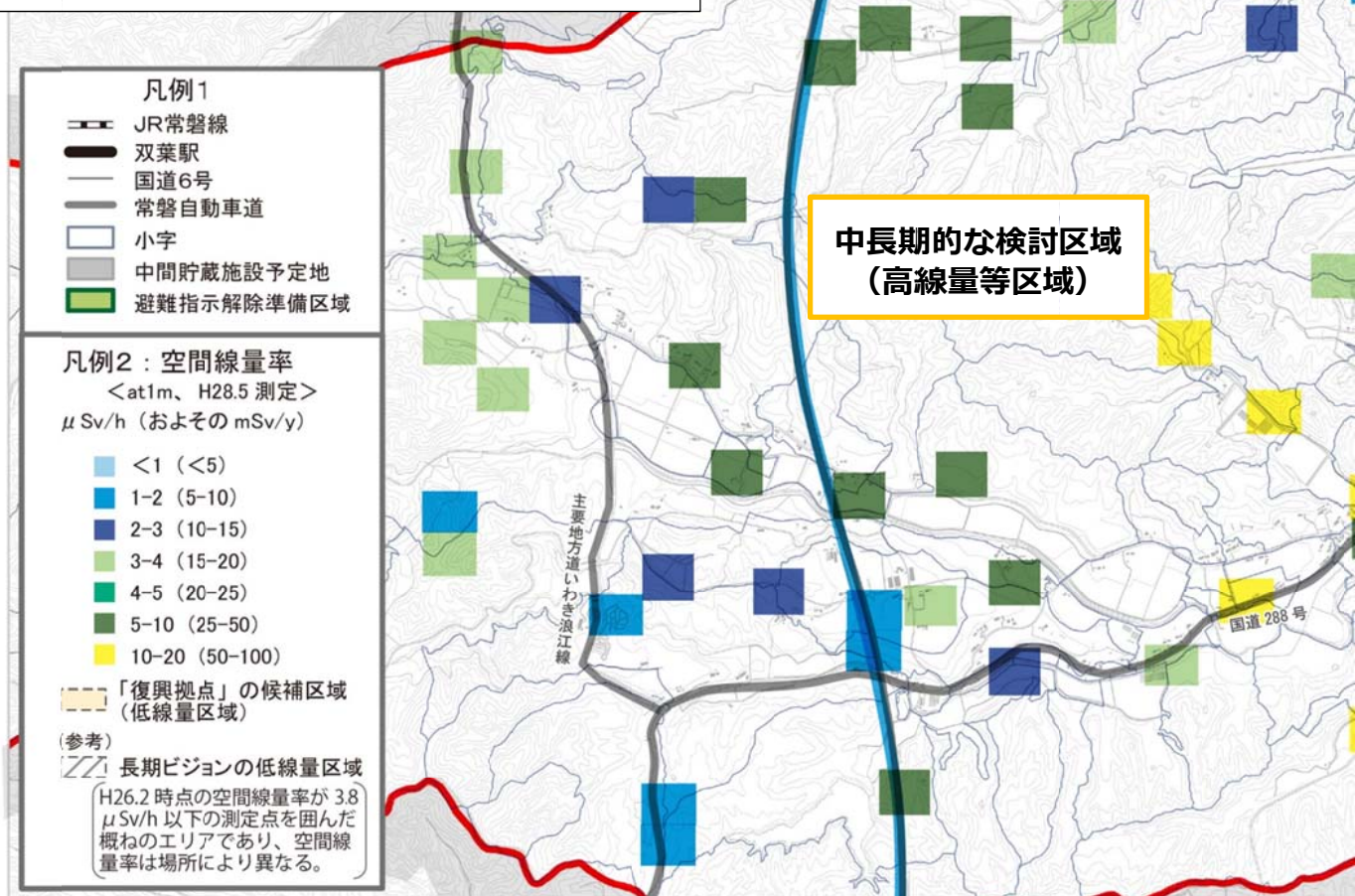
現時点では高線量な区域を含め、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の再興が完全に果たされたとは言えません。

双葉町全域の復興に向け、帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を示した国（※）や県と連携しながら、今後の放射線量の低減の状況を踏まえ、中長期的に取組を推進します。

※帰還困難区域の取扱いに関する考え方（抜粋）

（H28.8.31 原子力災害対策本部 復興推進会議）

たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。



※① 内は年間積算数量を試算。(但し、およその切の良い整数表示としている)

積算は、屋内8時間、屋外16時間の滞在で、屋内は木造家屋(屋外の40%低減効果)とした試算とした。

2. 目標人口

目標人口

2,000 人～3,000 人（10 年後頃）

○新たな双葉町は、もともとの町民と共に、町の復旧・復興に寄与する中野地区復興産業拠点や廃炉事業等に伴う就業者の方々も、新しい住民として迎えることになる想定されます。

○住民意向調査の結果と中野地区復興産業拠点等で従事される就業者数の推計から、町内での目標人口を 2,000 人から 3,000 人と設定いたしました。

【町内復興拠点のエリア別目標人口】

	駅西・新市街地	駅東・まちなか	その他
元々の町民	800～1000 人	300～500 人	100～200 人
新町民（就業者等）	400～500 人	100～300 人	300～500 人

（算定根拠）

目標人口の算出は、次の条件を設定して試算を行いました。

平成 23 年 3 月 11 日時点の人口（A）
7,122 人

平成 28 年度住民意向調査結果（B）からの推計人口		
（内訳）	（B）	（A）×（B）
戻りたいと考えている （将来的な希望も含む）	13.4%	954 人
まだ判断がつかない	22.9%	1,630 人

目標人口算出の条件		
（内訳）	<仮定>	
戻りたいと考えている （将来的な希望も含む）	帰町率 100% (954 人×100%=954 人)	954 人
まだ判断がつかない	帰町率 50% (1,630 人×50%=815 人)	815 人
新しい住民	新産業創出ゾーン、新市街地ゾーン、まちなか再生ゾーンでの就業者数を 1,000 人と仮定	約 1,000 人
合計		2,769 人



目標人口：2,000 人～3,000 人（10 年後頃）

コラム①

帰町に関する住民の意向（平成 28 年度）

平成 28 年度双葉町住民意向調査は、平成 28 年 9 月 12 日から 9 月 26 日に実施しました。3,384 世帯（世帯の代表者）が対象で、1,626 世帯（回収率 48.0%）の回答がありました。帰還に関する住民の意向は次のとおりです。

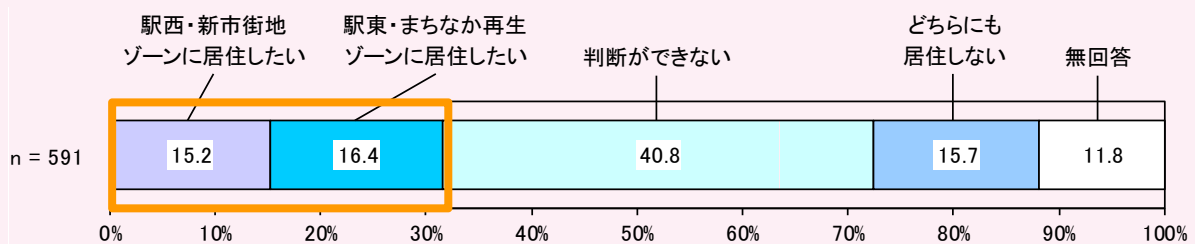
（グラフの数値は、〇月〇日復興庁公表の速報版によります）

「新市街地ゾーン」「まちなか再生ゾーン」への居住意向

○帰還の意向について、「戻りたいと考えている」又は「まだ判断がつかない」と回答した方のうち、31.6%の方が「新市街地ゾーン」「まちなか再生ゾーン」での居住を希望しています。

○「新市街地ゾーン」「まちなか再生ゾーン」での居住を希望している方のうち、7 割以上の方が「医療・介護施設」、「商業施設・食堂・コンビニエンスストアなど」の生活関連施設を必要だとしています。

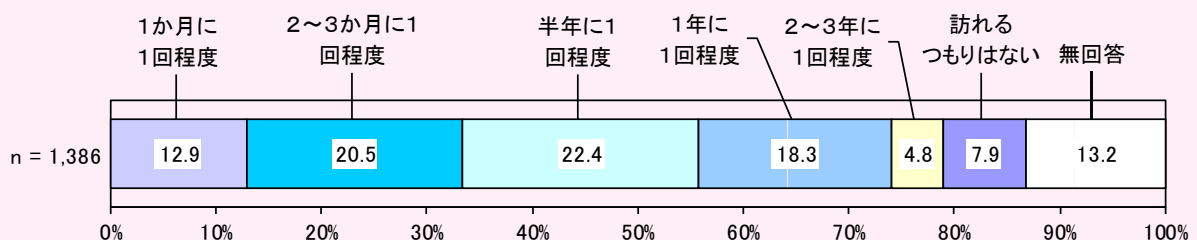
○また、必要な生活関連サービスについては、「役場機能窓口サービス」は半数近く、「健康増進・介護予防サービス」、「公共交通サービス」及び「健康相談・生活相談サービス」は 3 割を超える方が必要だとしています。



双葉町を訪れたい頻度

○帰還の意向について、「まだ判断がつかない」又は「戻らないと決めている」と回答した方のうち、7 割以上の方が 1 年に 1 回から複数回、双葉町を訪れたいと答えています。

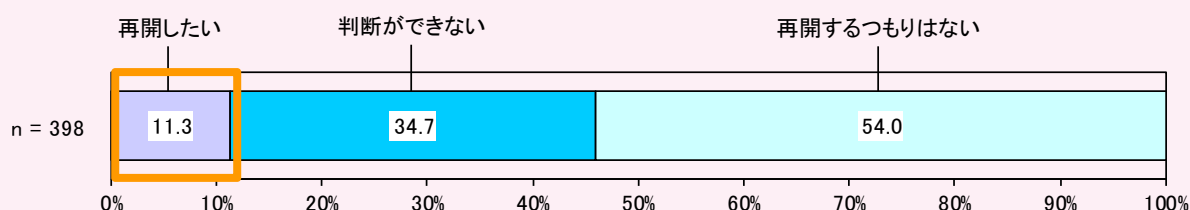
○特に、双葉町を訪れたいと思う取組・行事・イベントについて、36.7%の方が「お祭りやイベントなどの地域行事」と回答しています。



帰還後の双葉町での事業再開意向

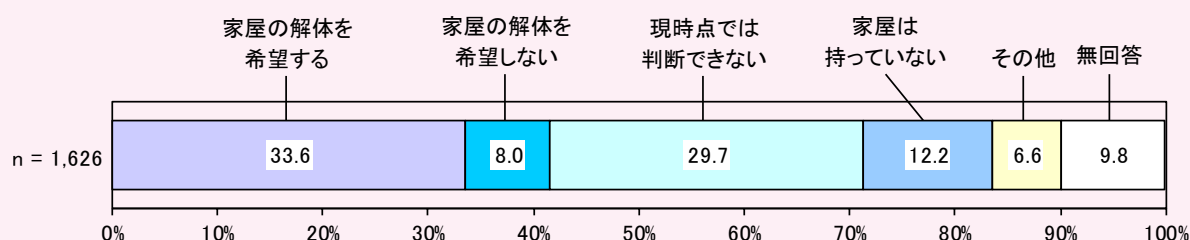
○震災発生時に双葉町内で自営業を営んでいた方のうち、帰還後の双葉町での事業再開意向がある方は、11.3%でした。

○事業再開時の課題については、設備や機材などへの新たな投資（64.4%）、事業に必要な土地や建物などの除染（51.1%）、避難指示解除時期が明確になっていないこと（46.7%）が上位を占めています。



被災した家屋の解体意向

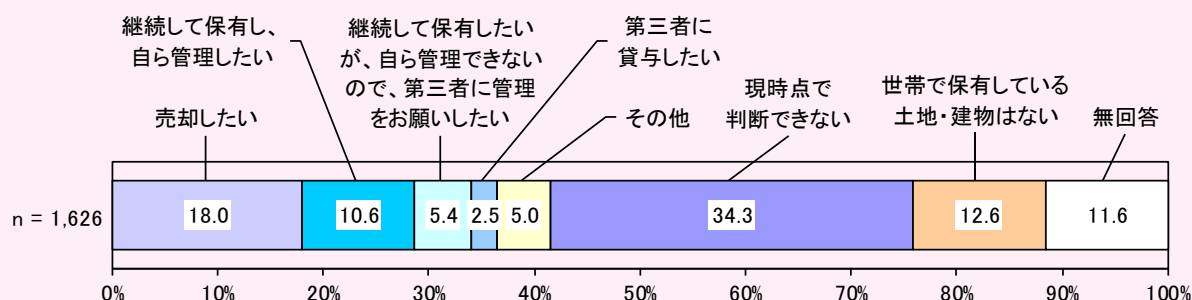
○被災した家屋の解体を希望する方は 33.6%、解体を希望しない方は 8.0%、現時点では判断できないと回答した方は 29.7%でした。



双葉町内に保有している土地・建物の今後の取扱い意向

○町内に保有している土地・建物を売却したいという意向のある方が 18%でした。

○また、「継続して保有したいが、第三者に管理をお願いしたい（5.4%）」、「第三者に貸与したい（2.5%）」と考えている方もいました。



IV章 町の再興

双葉町の復興のゴールは、「ふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町の再興」です。本章では、町の再興を実現するための主に町内における取組を整理しました。まずは双葉町内復興拠点から整備を進めます。

Ⅳ章 町の再興

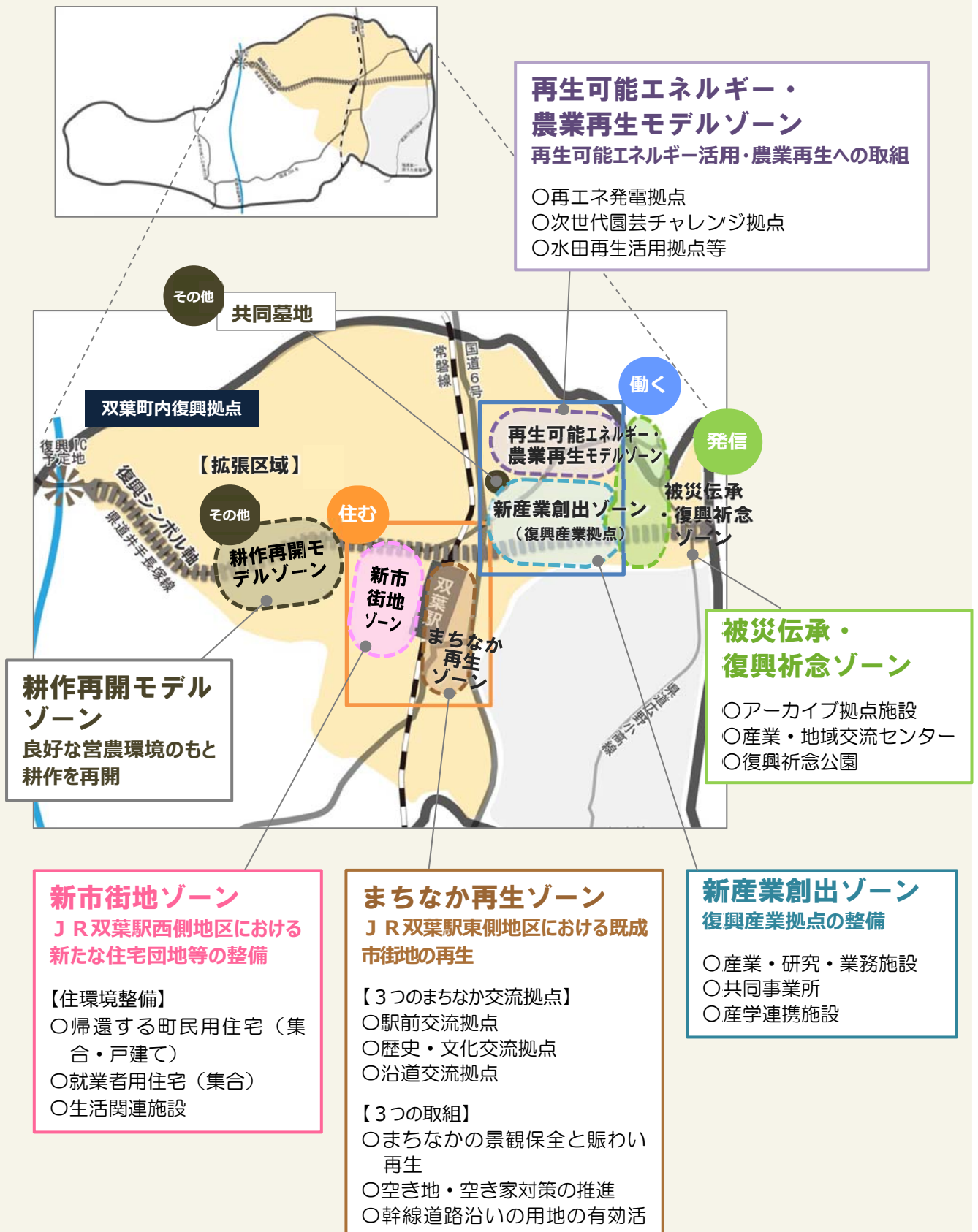
1. 双葉町内復興拠点の整備

(1) 双葉町内復興拠点の6つのゾーンと関連インフラ

- 町の復興を実現するため、町内の線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」を創出し、「既成市街地の再生」と併せ、町の復興を牽引する「双葉町内復興拠点」を整備します。
- 双葉町の中心市街地は、古くから町の中心であり、ふるさとを感じることができる大切な場所です。
- 双葉町内復興拠点では、まず6つのゾーンと復興シンボル軸を中心に整備を始めます。



双葉町内復興拠点の6つのゾーンの位置と主な取組



(2) 双葉町内復興拠点における段階的な整備の推進

① 双葉町内復興拠点における段階的な整備の推進

次の3期に区分して、段階的な整備を進めます。



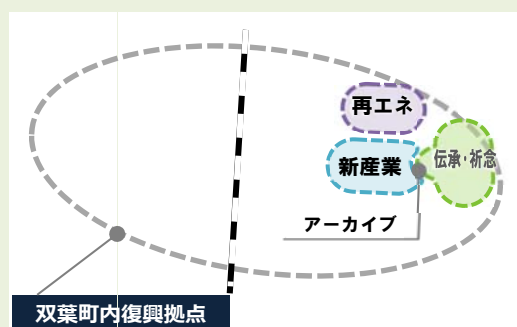
新産業：新産業創出ゾーン、再エネ：再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン、伝承・祈念：被災伝承・復興祈念ゾーン
新市街地：新市街地ゾーン、まちなか：まちなか再生ゾーン、耕作再開：耕作再開モデルゾーン、アーカイブ：アーカイブ拠点施設

② 復興着手期、本格復興期、町再興期における取組の例

復興 着手期

～平成 30 年度頃

避難指示解除準備区域である浜野・両竹地区に「新たな産業・雇用の場」を創出し、双葉町への人の流れを創出

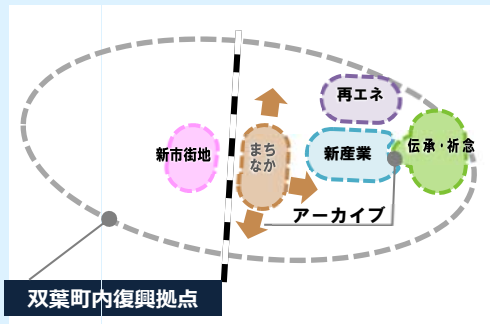


- 町民のきずなをつなげるまち
 - ・ 共同墓地の整備
- ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまち
 - ・ アーカイブ拠点施設、復興祈念公園の整備（県）
- 新たにみんなでつくりあげる魅力的なまち
 - ・ 復興インターチェンジの設置
 - ・ 復興シンボル軸となる基幹道路の整備
- 新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち
 - ・ 新産業創出ゾーンの整備
- 災害を克服し安全・安心に暮らせるまち
 - ・ 海岸堤防、海岸防災林の整備（県）
 - ・ 復興拠点内の除染の実施
 - ・ 所有者の同意を前提とした荒廃家屋等の解体・撤去の実施
 - ・ 町内における防犯・火災対策

本格 復興期

～平成 35 年度頃～

「新たな産業・雇用の場」と連携して「新たな生活の場」を確保



●新たにみんなでつくりあげる魅力的なまち

- ・公共施設の再整備、医療・福祉施設の再整備、
- ・商業施設、教育施設の再整備
- ・公営住宅・公的賃貸住宅の整備
- ・宅地の分譲
- ・歴史ある建物の再建
- ・空き地等の活用
- ・生活道路、電気・通信の復旧
- ・上下水道の再整備
- ・双葉駅前広場の整備

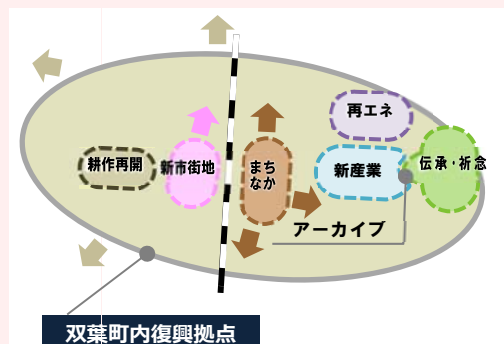
●災害を克服し安全・安心に暮らせるまち

- ・双葉町内復興拠点内の除染実施

町再興期

～将来～

「新たな生活の場」で安心して快適な生活を送れるよう、環境整備



●町民のきずなをつなげるまち

- ・町民向け宿泊施設の整備
- ・シンボルマーク・モニュメントの設置

●ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまち

- ・歴史民俗資料館の整備

●新たにみんなでつくりあげる魅力的なまち

- ・外国人研究者等の受入に配慮した生活環境の整備
- ・町民交流施設、健康増進施設、新たな娯楽・観光施設の整備
- ・JR 常磐線の複線化・高速化等高速交通網の充実
- ・路線バス・コミュニティバスの新設

●新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち

- ・農業再開のための本格的な基盤整備

「景観保全と賑わい再生」、「空き地・空き家対策」、「幹線道路沿いの用地の有効活用」を推進

再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン

- ・再エネ発電拠点
効率的な営農が将来にわたって困難な農地を再生可能エネルギーによる拠点として活用（太陽光発電等）
- ・水田再生活用拠点
農地を活かした農業再生と原風景の回復（燃料作物や飼料用米の作付等）
- ・次世代園芸チャレンジ拠点
新しい農業・新たな産業創出（施設園芸、営農型太陽光発電等）

被災伝承・復興祈念ゾーン



新産業創出ゾーン

（中野地区復興産業拠点）

- ・インフラ整備（道路、下水道等）
平成30年頃完成予定
- ・産業・研究・業務施設・産学連携施設
平成30年頃一部供用開始予定

被災伝承・復興祈念ゾーン

- ・アーカイブ拠点施設、産業・地域交流センター
平成32年頃完成目標
- ・復興祈念公園
・平成27年4月に、双葉・浪江両町にまたがるエリアが予定地に決定
・具体的な計画区域は、今後、県を中心に検討
- ・海岸堤防
平成30年頃完成予定
- ・海岸防災林
平成32年頃完成予定

凡例

現道	
計画道路（整備）	
避難指示解除準備区域	

(3) まちづくり会社等を活用した、行政・民間協働による復興拠点の整備・活性化等

- これまでの双葉町復興まちづくりでは、まちづくりは行政主導の公共事業で進めていくという観点から計画づくりをしていました。
- しかし、町民を主体とした復興を加速化するには、これまでの公共事業に加え、民間の担い手と協働しながらまちづくりを進めていく必要があります。
- 民間の担い手と協働して取り組むことで、復興拠点の整備・活性化等を推進する民間の担い手組織（まちづくり会社等）の組成を促すとともに、町民主体の復興まちづくりを積極的に推進します。

<活動の例>

○ソフト事業

イベント開催、防災・防犯活動、景観維持活動（除草・ごみ拾い等）、空き地・空き家情報の集約・発信、コミュニティ維持活動 等

○ハード事業

公的事業の実施、店舗の修補、農地保全 等



コラム③

復興まちづくり会社とは

復興まちづくり会社は、被災した自治体が出資して市民主体の真の復興を実現するために設立したまちづくり組織（会社）です。相双地域では、檜葉町の一般社団法人ならはみらい（檜葉町）が平成26年6月から事業活動を開始しています。また、全町避難中の富岡町でも民間主体の復興まちづくり会社「とみおかプラス」（仮称）を平成29年1月の設立に向けて準備を進めています。

復興まちづくり会社では、まちづくりに関すること、暮らしの安心に関わること、生きがいづくりなど、町民のニーズに合わせた事業展開をしている例があります。

（事例）一般社団法人ならはみらいの取組

「一般社団法人ならはみらい」は、檜葉町民が主体となったまちづくりを主導する目的で設立された組織です。この「ならはみらい」は、理念の基礎にある「きずな・安心・活力」を取り戻し、誇りの持てる魅力あるまちづくりを目指して“新生ならは”のまちづくりを主導する役割を果たしています。

●主な事業

きずな

新たなきずなを育み、にぎわいのあるまちづくりに向けた取組

- ・新たな街並みの形成に関する事業
- ・空き家・空き地バンク運営事業 等

安心

不安を払しょくし、安心のあるまちづくりに向けた取組

- ・放射線不安払拭・生活再建相談受付事業
- ・生活再建支援サービス事業 等

活力

活力を取り戻し、生きがいのもてるまちづくりに向けた取組

- ・生きがいづくり事業
- ・生活連絡相談員事業 等

(4) 町内における役場の機能回復

- 双葉町の役場機能については、原子力災害に伴う避難指示を受け、埼玉県加須市を経て、平成 25 年 6 月に福島県いわき市へ移転し、現在、2つの支所（郡山支所、埼玉支所）と3つの連絡所（いわき南台連絡所、つくば連絡所、南相馬連絡所）と連携を図りながら業務を行っています。
- 今後は、町内復興拠点の整備の進捗に合わせ、当町に先立って帰還が進む周辺の町村における取組を参考にしながら、町内における役場機能の回復に向けて段階的に取組を推進します。



双葉町庁舎 外観

- 具体的には、まずは、コミュニティセンター等の既存施設を活用し、一時帰宅をする町民の支援や町内の防災・防犯の拠点機能の回復を図ります。
- その上で、中野地区復興産業拠点における企業活動の開始を目安とし、町内復興拠点の整備や中野地区復興産業拠点における企業活動等を支える上で必要な機能の町内における回復を目指します。
- そして、生活拠点となる J R 駅周辺地区の避難指示解除を目安とし、住民生活を支える上で必要な機能の町内における回復を目指して取組を進めます。
- また、上記のような段階的な役場機能回復に向けた取組と並行し、中間貯蔵施設予定地に隣接する現在の役場の移転も含め、双葉町内における役場機能の最終的なあり方について検討を進めていきます。

双葉町内における行政機能の確保



2. 双葉町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性

双葉町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性については、住民意向調査結果及び復興町民委員会の中に設置された「復興産業拠点部会（平成 27 年度）」と「町の復興部会（平成 28 年度）」、有識者会議（平成 28 年度）による議論を経て、庁内における検討・精査を加え、基本構想を策定しました。

（１）ＪＲ双葉駅周辺における「住む」拠点の整備

- 平成 31 年（2019 年）度末までの運転再開が計画されているＪＲ常磐線・双葉駅を中心とした、「新市街地ゾーン」と「まちなか再生ゾーン」における生活拠点の整備を進めます。
- 特に「新市街地ゾーン」については、早期帰還を目指し、町主導により、住宅団地の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進します。
- 中野地区復興産業拠点をはじめとする「新産業創出ゾーン」と連携し、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を備えた、双葉町の復興の核の形成を目指します。

主なご意見

ステーションプラザは、交流、コミュニティの場所としてそのまま活用してほしい。



公共施設をまとめて駅の近くにつくると便利



駅の西側と東側を結びつける道路は必須。高齢者が安全に行き来できるようにしてほしい。



自由通路自体をショッピングモールにしたり、近くに小さな横丁を作って賑わいのあるところで買い物できるとよい。

駅のからくり時計は復活させたい



若者が住むには娯楽施設があったほうがよい



国道6号沿いには、サービス施設やシンボルとなる道の駅のような施設があるとよい

駅の東側は「古き良き街並」。時間をかけて整備してもよい。



住む -1

J R 双葉駅西側地区における新たな住宅団地等の整備
新市街地ゾーン

主なご意見

駅西は、双葉町民のための
双葉町を作りたい
(交流施設など)。



病院・消防署。
警察・商業エリ
アがほしい。

一時帰宅で泊ま
れる場所や集う
所がほしい。



津波被災地区
の代替地とし
て利用したい。



- 帰還町民や新町民の生活サービス提供拠点として、双葉駅西口の町有地を中心に「駅前交流拠点」を整備します。
- 就業者用住宅（集合エリア）は、就業者の受け皿になるよう、既存施設を活用しながら住宅（集合）を整備します。
- J R 双葉駅に近接した比較的空閑地が多いエリアを活用して、早期帰還を希望する町民の受け皿として災害公営住宅や公的賃貸住宅（集合・戸建て）を整備します。
- 自宅を失った等の理由により、復興拠点への帰還を希望する町民を対象に宅地を分譲します。
- 公共公益・商業機能を備えた官民複合施設を整備して、生活関連サービスを先行的に提供します。（例：医療施設、福祉施設、小売施設、交流施設、行政施設、宿泊施設 等）



災害公営住宅（戸建）イメージ（南相馬市）



災害公営住宅（集合）イメージ
（いわき市：下神白団地）

「ふくしま復興ステーション」より



小売施設イメージ（広島町：ひろのテラス）



交流・福祉施設イメージ（檜葉町：こども園）

主なご意見

古き良きまちなみを残してほしい。川越みたいな町のイメージがよい。



時間をかけて再整備してほしい。

帰還したときに思い出の神社は残っていてほしい。



町民グラウンドで体育祭やイベントをしたい。



空き地・空き家はシェアハウスにして帰還時に活用してはどうか。



○古き良き双葉町の街並みの再生を目指します。

○「まちなか再生ゾーン」では、新しい視点である「3つのまちなか交流拠点」と「3つの取組」により、町の再興を目指します。

【駅前交流拠点】

○「双葉町の新たな顔」の創出として、以下の取組を推進します

- ・道路を含めた駅空間を再整備します。
- ・町の賑わい創出に貢献する施設の立地を推進します。
- ・ステーションプラザ双葉を活用した交流機能の確保します。
- ・双葉駅東西の自由通行を確保します。

【歴史文化交流拠点】

○一団の公共・公益施設を活用しながら、町民や来訪者が集い、双葉の歴史や文化に触れられる空間や機能を回復します。

- ・公共施設の調査と補修を行います。
- ・新たな町民ニーズに応じた、既存公共施設の有効活用を推進します。
- ・旧道からのアクセス改善と旧道と一体となった、双葉の歴史と文化を感じられる町民の憩い空間を形成します。

【沿道交流拠点】

○一団の町有地を活用して、公共・公益機能を集積・再配置することで、町に必要な機能の回復を図ります。

- ・新たな町民ニーズに応じた、公共公益施設の集積・再配置を検討します。

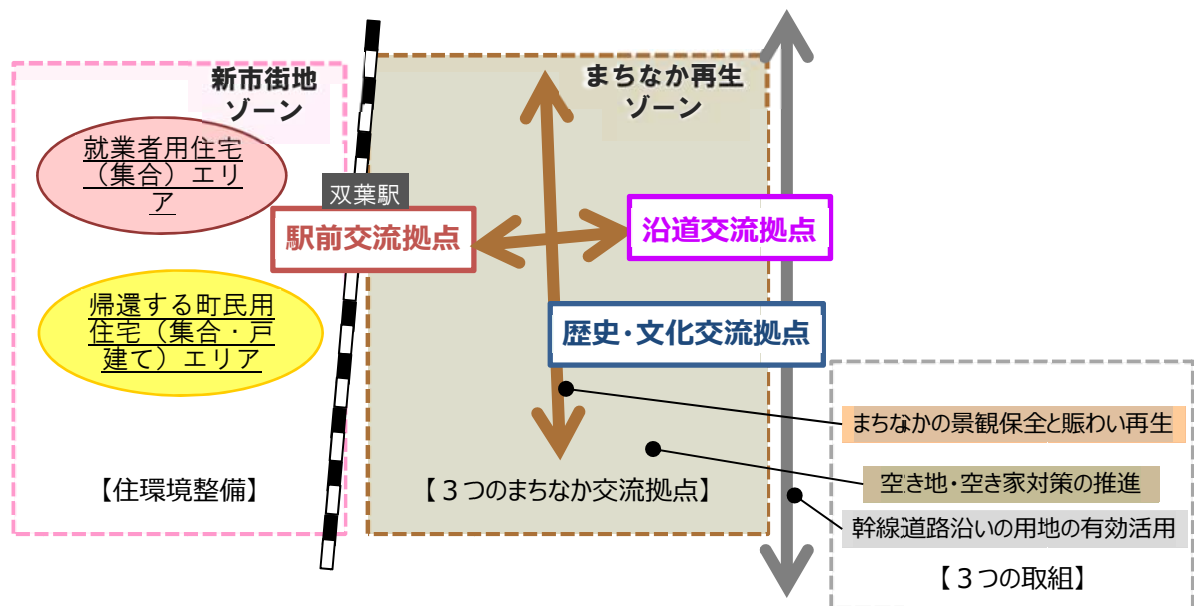


前田川の桜並木（双葉町）

交流拠点イメージ

【JR双葉駅周辺における「住む」拠点整備の考え方】

項目	整備方針や機能等
【住環境整備】	○駅西・新市街地ゾーンは、町主導で復興・創生期間における集中的な宅地造成とインフラ復旧を進め、住環境を先行整備。 ○災害公営住宅等による「帰還する町民用住宅エリア」と、社員寮等による「就業者用住宅エリア」に区分した住宅団地を整備。 ○「帰還する町民用住宅エリア」は、地区内外の町民を対象に整備。
【3つのまちなか交流拠点】	○住宅整備に合わせ、「駅前交流拠点」、「歴史・文化交流拠点」、「沿道交流拠点」の3つの交流拠点を整備。 ○「駅前交流拠点」の駅西側については、駅西・新市街地ゾーンの住民への生活関連サービス提供の拠点として先行整備。 ○3つの交流拠点をつなぐ動線として、JR 双葉駅の東西を結ぶ自由通路や双葉町周辺の拠点を結ぶ道路環境を再整備。
【3つの取組】	○<u>まちなかの景観保全と賑わい再生</u> 旧道や前田川沿いを中心に、住民・事業者・行政の協働による双葉を感じる景観の保全と賑わいの再生を目指す。 ○<u>空き地・空き家対策の推進</u> 空き地・空き家情報の整理・発信や、空き地・空き家の有効活用に向けた検討。 ○<u>幹線道路沿いの用地の有効活用</u> 広域的な交通ネットワークを形成する幹線道路沿いに、人の往来と周辺の施設環境を踏まえた施設の立地を目指す。



【JR双葉駅周辺のまちづくりの考え方（模式図）】

J R 双葉町駅周辺のまちづくりの基本的な考え方

- 平成 31 年（2019 年）度末までの運転再開が計画されている J R 常磐線・双葉駅を中心とした、生活拠点の整備を進めます。
- 特に「J R 双葉駅西側・新市街地ゾーン」については、早期帰還を目指し、町主導により、住宅団地の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進します。
- 中野地区復興産業拠点をはじめとする「新産業創出ゾーン」と連携し、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を備えた、双葉町の復興の核の形成を目指します。

【住環境整備】

- 駅西・新市街地ゾーンにおいて、町主導により、復興・創生期間（～2020 年度）における集中的な宅地造成とインフラ復旧を進め、住環境の整備を先行的に推進します。
- 住宅団地は、大きく、災害公営住宅等による「帰還する町民用住宅エリア」と、社員寮等による「就業者用住宅エリア」に区分し、整備を進めます。
- 「帰還する町民用住宅エリア」は、もともとこの地区に居住していた町民だけではなく、様々な理由により自宅に戻れない町民の受け皿となるよう、整備を進めます。

帰還する町民用
住宅（集合・戸建
て）エリア

就業者用住宅
（集合）エリア

【3つのまちなか交流拠点】

- 住宅整備に合わせ、「駅前交流拠点」、「歴史・文化交流拠点」、「沿道交流拠点」の3つの交流拠点の整備に取り組みます。
- 特に「駅前交流拠点」の駅西側については、駅西・新市街地ゾーンの住民への生活関連サービス提供の拠点として、先行的に整備を進めます。
- また、3つの交流拠点をつなぐ動線として、J R 双葉駅の東西を結ぶ自由通路をはじめとして、双葉町周辺の拠点を結ぶ道路環境を再整備します。

駅前交流拠点

歴史・文化交流拠点

沿道交流拠点

【3つの取組】

○まちなかの景観保全と賑わい再生

住民・事業者・行政の協働により、旧道や前田川沿いを中心に、まちなかにおける双葉を感じる景観の保全と賑わいの再生を目指して取り組みます。

○空き地・空き家対策の推進

空き地・空き家情報の整理・発信や、空き地・空き家の有効活用に向けた検討に取り組みます。

○幹線道路沿いの用地の有効活用

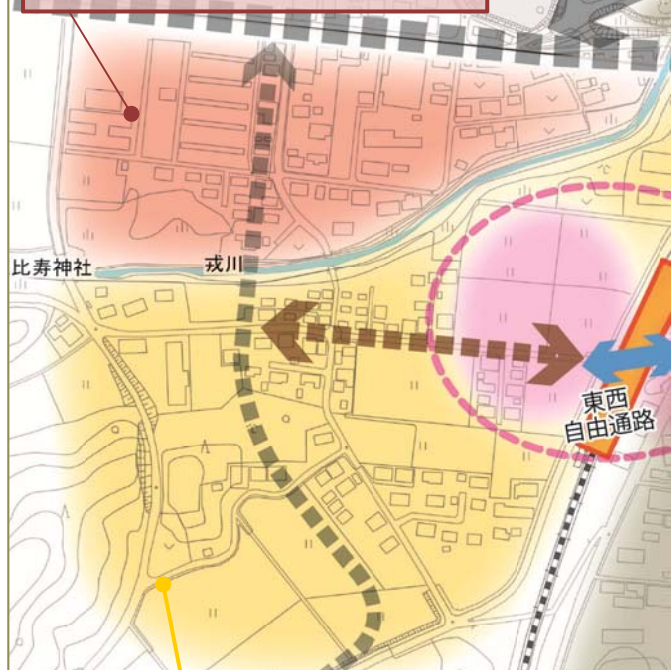
広域的な交通ネットワークを形成する幹線道路沿いに、人の往来と周辺の施設環境を踏まえた施設の立地を目指して取り組みます。

双葉駅西口中心核イメージ



就業者用住宅（集合）エリア

・就業者の受け皿となるよう、既存施設を活用しつつ、住宅団地（集合）を整備



帰還する町民用住宅（集合・戸建て）エリア

・早期帰還を希望する町民の受け皿となるよう、災害公営住宅や公営賃貸住宅（集合・戸建て）を整備
・自宅を失った等の理由により、復興拠点への帰還を希望する町民を対象に宅地を分譲

まちなかの景観保全と賑わい再生

住民・事業者・行政の協働により、既成市街地における双葉を感じる景観の保全と、まちなかの賑わい再生に向けた取組

景観の保全に向けた取組

・旧道のランドマーク的な施設の保全
・住民同意に基づく、緩やかなまちなみ保全

賑わいの再生に向けた取組

・ダルマ市等の伝統行事やイベントの再開
・商店の新規立地・再開、市場等の定期開催

住宅団地イメージ



この図は、今後5～10年程度かけて達成を目指していく最終的なイメージ図です。
今後、具体的な工程を整理し、当面の暫定的な施設配置の検討を含め、計画的に取り組を進めます。

駅前交流拠点

JR双葉駅の西側・東側の連携により、「町の新たな顔」となる賑わい空間を創出

駅西 官民複合施設を中心とした生活関連サービスの提供

- ・公共・公益・商業機能を備えた官民複合施設を整備し、生活関連サービスを先行的に提供
(例：医療施設、福祉施設、小売施設、交流施設、行政施設、宿泊施設 等)

駅東 「双葉町の新たな顔」の創出

- ・道路を含めた駅前空間の再整備 (例：循環バス、駐車場 等)
- ・町の賑わい創出に貢献する施設の立地の推進
(例：小売施設、飲食施設、娯楽施設、横丁 等)
- ・ステーションプラザ双葉を活用した交流機能の確保
- ・東西の自由通行の確保 (例：エレベーター、店舗の併設 等)

ふるさと通りイメージ



沿道交流拠点

一団の町有地を活用し、公共・公益機能を集積・再配置することで、町に必要な機能の回復を図る

体育館・公民館周辺

- ・新たなニーズに応じた、公共・公益機能の集積・再配置
(例：行政機能、交流機能、医療機能、福祉機能、商業機能、健康増進機能 等)
- ・必要に応じ、土地の高度利用について検討

歴史・文化交流拠点

一団の公共・公益施設を活用しながら、町民や来訪者が集い、双葉の歴史や文化に触れられる空間や機能を回復

公共施設群

- ・公共施設の調査・補修
- ・新たなニーズに応じた、既存公共施設の有効活用
(例：町民グラウンドの一部の公園化、図書館・歴史民俗資料館の再編 等)
- ・旧道からのアクセス改善
- ・旧道と一体となった、双葉の歴史・文化を感じられる町民憩いの空間の形成

前田川沿いの景観再生

- ・前田川などの桜並木を保全再生して、まちの景観環境整備を推進
(例：遊歩道 等)

双葉町役場 (本庁舎)

有効活用を検討

幹線道路沿いの用地の有効活用

広域的な交通ネットワークを形成する幹線道路沿いの用地の有効活用に向けた取組
・広域的な人の往来と周辺の施設環境を踏まえた施設の立地を推進
(例：商業施設、飲食施設、宿泊施設、生活関連施設 等)

空き地・空き家対策の推進

- ・関係する地権者の意向の早期把握
- ・空き地・空き家情報の整理・発信
- ・空き地の整理・集約化による有効活用
(例：公営住宅、公的賃貸住宅)
- ・空き家の整理・有効活用の検討
(例：交流施設)

凡 例

- 公共施設
- 主要幹線道路(現道)
- 主要幹線道路(整備)
- 幹線道路(現道)
- 幹線道路(整備)



(2) J R常磐線の復旧とJ R双葉駅

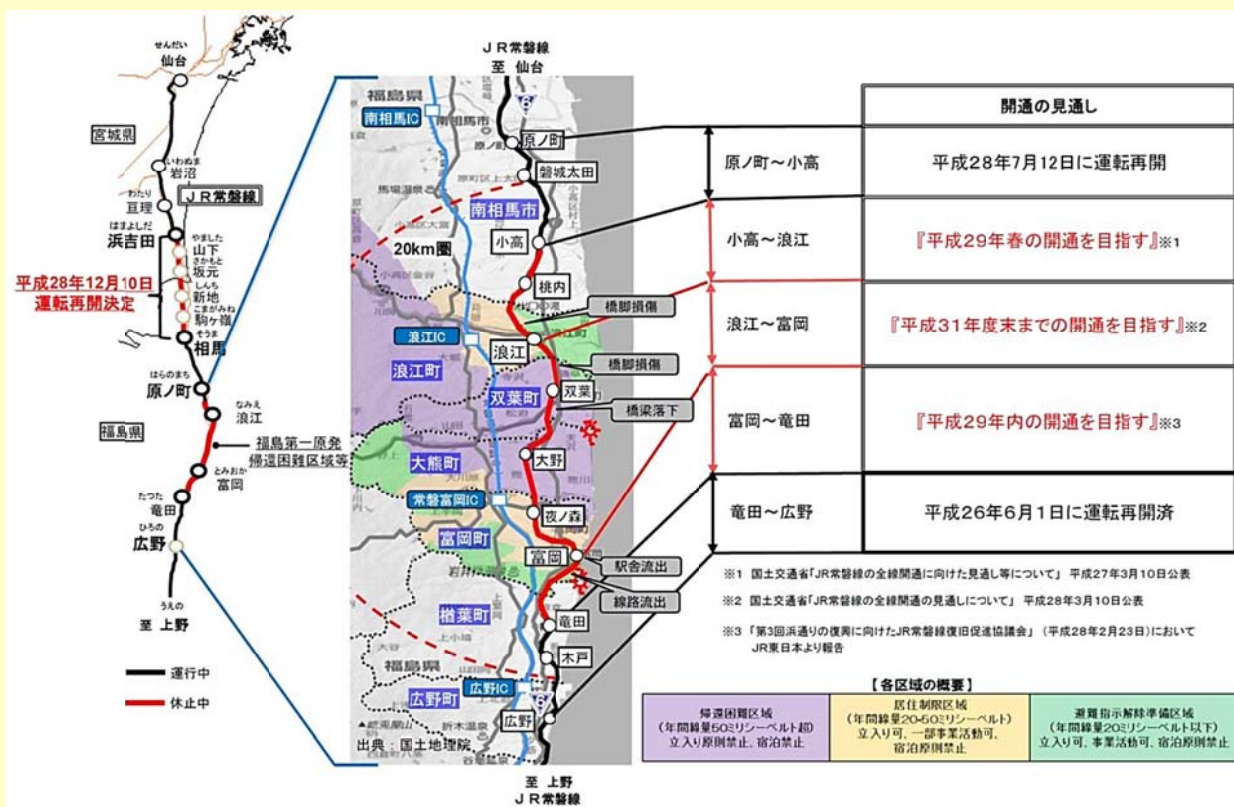
- J R常磐線の不通区間については、避難指示の解除を追いかける形で順次運行が再開されており、原発事故に伴う避難指示区域内の路線は、平成28年12月現在、竜田一小高間を除き運行が再開されています。
- 今年3月に国やJ R東日本から出された「J R常磐線の全線開通の見通しについて」において、帰還困難区域内を通過する浪江～富岡間の「平成31年度末までの開通を目指す」との方針が示されたことにより、J R双葉駅を含む残りの不通区間についても、全線開通の目途が明らかにされました。
- J R双葉駅の周辺は自然減衰等により線量がすでに相当低下しており、今後、駅周辺の除染が進めば、線量はさらに下がっていくことが見込まれます。
- こうした中、町として、J R双葉駅を中心とするコンパクトな生活拠点の形成を進めていくに当たっては、今後とも国やJ R東日本と協議を深め、J R双葉駅東側の区域の早期除染の実施等、駅の供用再開に向けた環境整備を推進します。
- また、J R常磐線の東西エリアの人の動線確保に向けた検討を推進します。

写真（予定）

J R双葉駅

参考

J R常磐線（避難指示区域内）の開通等の見通し（復興庁資料）



福島復興加速への取組（平成28年10月 復興庁福島復興局）

(3) 中野・両竹地区における「働く拠点」の整備

働く

-1

復興産業拠点の整備 新産業創出ゾーン

主なご意見

他市町と同じものは
作らないでほしい。

早く立ち上がれば、住宅街が建
ちやすい。

新産業へのサポ
ートもきちんと
してほしい。

早く復興の「のろし」
をあげてほしい。

○双葉町の「働く拠点」として、「中野地区復興産業拠点」の整備に全力で取り組みます。

○中野地区復興産業拠点は、町域の 96%が帰還困難区域に指定され、震災から 5 年 9 か月が経過した今もなお全町避難が続く双葉町の復興の先駆けとなるものであり、その整備を早期かつ確実に推進することにより、復興を遂げる町の姿を目に見える形で広く発信していきます。

○中野地区復興産業拠点については、海岸堤防が完成する平成 30 年頃には企業活動が開始できるよう、基礎的インフラ（電気、上下水道、道路等）の整備と企業誘致を進めます。

【新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点整備方針）】

項目	整備方針や機能等
【産業・研究・業務施設】 ○民間企業に賃貸する産業用地	・福島第一原子力発電所の廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所向けの立地促進と基盤整備（産業団地整備・インフラ整備等） ・東京電力復興本社の誘致
○民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）	・町内事業者の事業再開や新たな民間事業者の立地支援
【産学連携施設】	・イノベーション・コースト構想の受け皿とした、廃炉に係る技術者研修拠点、大学教育拠点、共同研究室など国際産学連携拠点の一翼を担う施設を誘致



新産業創出ゾーン(中野地区復興産業拠点)の整備イメージ

新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点） （「働く拠点」）整備方針

双葉町の「働く拠点」としての新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点）には、事業再開や企業誘致の受け皿として、産業用地や共同事業所等を確保します。

あわせて、就業者のサポート、復興祈念公園等への来訪者のサービス提供及び一時帰宅する町民に向けたサポートのため、復興シンボル軸や復興祈念公園の位置を考慮しながら、「産学連携施設」を中心とした中核施設（産業・地域交流センター、アーカイブ拠点施設等）の整備を県と連携して推進します。

また、就業者等の憩いの場となる近隣公園を合わせて整備するとともに、花きを植栽する等、景観に配慮します。

【産業・研究・業務施設】

- 民間企業に賃貸する産業用地
- 民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）

【中核施設】

- 産学連携施設
- 産業・地域交流センター[被災伝承・復興祈念ゾーン]
- アーカイブ拠点施設[被災伝承・復興祈念ゾーン] 等

※拠点整備には国の交付金等を活用
※各施設の整備方針については図中に記載

- ・各施設の範囲は、大まかな概念を示したもの。
- ・各施設の配置は、現時点における周辺の土地利用予定を踏まえた大まかなもの。
- ・今後、地権者の方々の意向、立地事業者の動向、技術的観点等を踏まえた見直しが必要。

復興シンボル軸

至 常磐自動車道・復興IC

双葉看護学院

病院

青年

婦人会館

至 双葉駅

【産業・研究・業務施設】

<民間企業に賃貸する産業用地>

- ・福島第一原子力発電所の廃炉・除染・インフラ復旧等に從事する事業所の先行立地を図ることとし、そのための基盤整備（産業団地整備・インフラ整備等）を実施

<民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）>

- ・町内事業者の事業再開や新たな民間事業者の立地を支援するため、民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）の整備を推進

※施設には十分な駐車スペースを確保
※整備規模は具体的なニーズを踏まえて検討

新産業創出ゾーン （中野地区復興産業拠点）

産業・研究・業務施設
約18ha(道路を除く)

産業・研究
・業務施設

産業・研究
・業務施設

産業

拡張用地
約17ha

中の町



0 20 50 100 200 500m



主なご意見

風評被害
が心配。

再生エネと農業の組み
合わせは難しい取組
だが、希望が持てる。

専門家など、
他町から担い
手呼び込み
たい。



○浜野・両竹地区では、再生可能エネルギーを活かした新しい農業・新たな産業創出と、農業再生を通じた原風景回復による、双葉町の復興モデル構築に取り組みます。

○荒廃した農地の再生モデルとして、以下を推進します。

- ①再生可能エネルギー拠点としての活用
- ②再生可能エネルギーを活かした、新しい産業創出
- ③農地（水田）を活用した農業再生による原風景回復

【再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン整備方針】

項目	整備方針や機能等
【再生エネ発電拠点】 （再生可能エネルギー拠点としての活用）	・耕地の未整備など、効率的な営農が将来にわたって困難な農地は、再生可能エネルギーによる拠点としての活用を目指す。（一部に大規模太陽光発電施設（メガソーラー）を設置） ・施設の保守管理や草刈り等に係る就労の機会の創出。 ・住宅地周辺は、花や樹木による修景などによる住環境への配慮。
【水田再生活活用拠点】 （農地（水田）を活かした農業再生）	・まとまりのある農地（水田）を活かし、農業再生による原風景回復を目指す。 ・将来の食用米栽培再開に向けた、燃料用資源作物や飼料用米の作付けを想定。 ・燃料用資源作物の栽培等、農地を活用した再生可能エネルギー拠点として位置付け。
【次世代園芸チャレンジ拠点】 （再生可能エネルギーを活かした産業創出）	・津波リスクの低い場所では、施設園芸（太陽光利用型植物工場等）や営農型太陽光発電など、新しい農業・新たな産業創出を目指す。 ・水田再生活活用拠点の取組と連携して、複合的な営農と働く場の創出を目指す。

【次世代園芸チャレンジ拠点】

- ・新しい農業・新たな産業創出（施設園芸、営農型太陽光発電等）

【以下の施設の誘導・立地を検討】

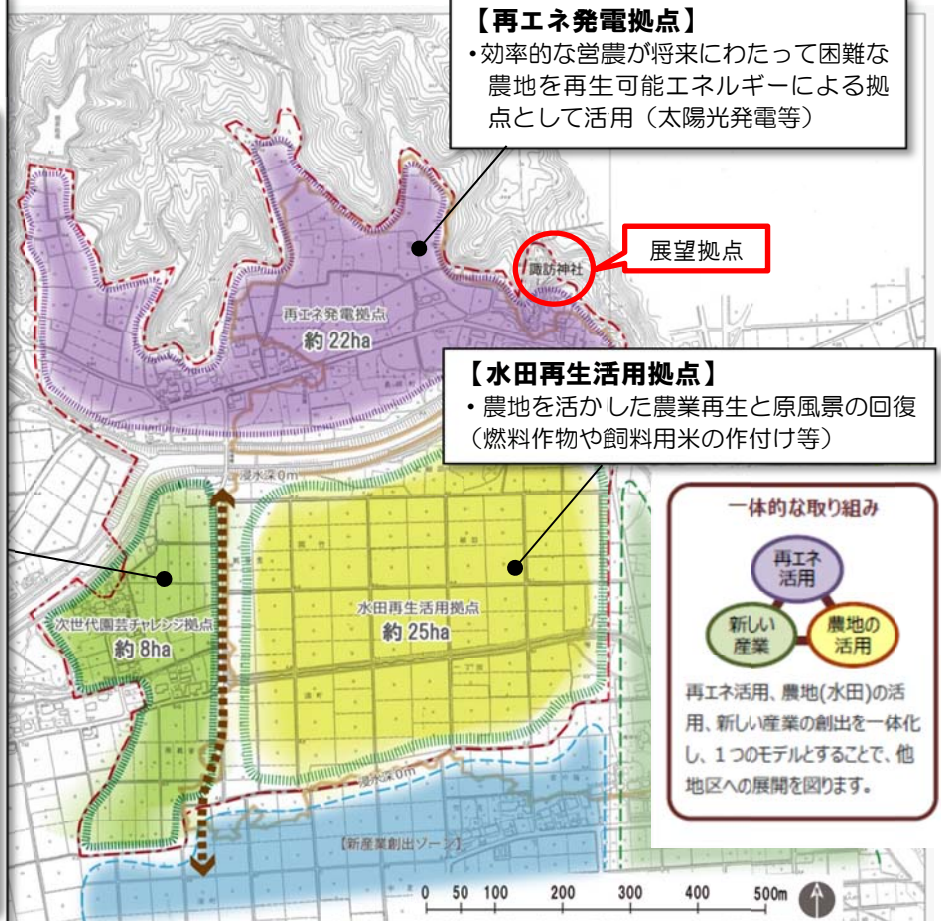
- ①営農型太陽光発電施設（ソーラーシェアリング）
 - ・支柱を立て、農地の上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置。営農と発電事業を両立。
- ②花きを中心とした大規模施設園芸（太陽光利用型植物工場）
 - ・双葉町の気候特性と再生可能エネルギーを活かした、環境制御型の大規模施設園芸による花き栽培。
- ③再生可能エネルギー（バイオマス）活用施設
 - ・主に地域や周辺で得られたバイオマス（木材、稲わら、資源作物等）を活用し、施設園芸等へ熱や電気を供給する施設を導入。
- ④新たな一次産業の創出
 - ・養殖施設等、一次産業の可能性実証施設と加工作業用の関連施設を設置。
- ⑤地域交流・農業体験学習施設（六次産業化関連施設）
 - ・地域交流や体験学習、農業機械の共同利用を兼ねた施設を立地。
 - ・来訪者向けの葉物野菜を中心とした小規模な人工光型植物工場を設置。
 - ・両竹・浜野地区の生産物を加工・販売。
 - ・復興に関する情報の発信。

【再生エネ発電拠点】

- ・効率的な営農が将来にわたって困難な農地を再生可能エネルギーによる拠点として活用（太陽光発電等）

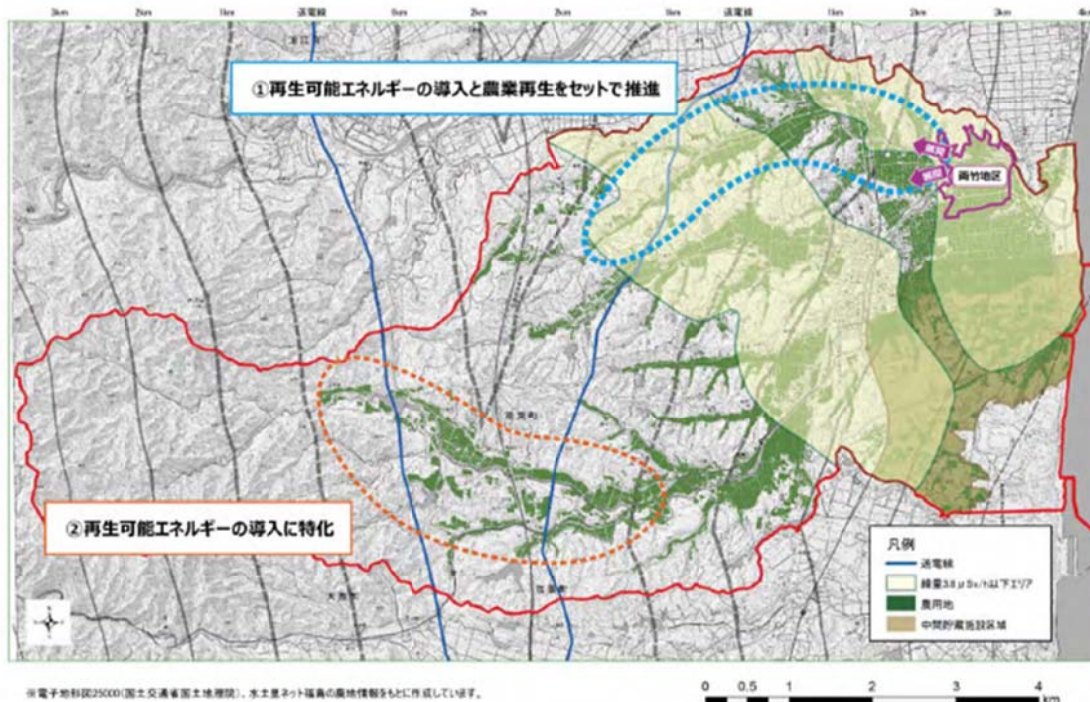
【水田再生活活用拠点】

- ・農地を活かした農業再生と原風景の回復（燃料作物や飼料用米の作付け等）



【再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン整備イメージ】

■再生可能エネルギーを活用したモデル事業の展開イメージ



コラム

福島新エネ社会構想（福島新エネ社会構想実現会議：経産省）

- ・福島県は復興の大きな柱として、福島を「再生可能エネルギー先駆けの地」とすべく、再生可能エネルギーの拡大、関連する産業の集積、研究開発を進めています。
- ・2012年3月に改定された「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（改訂版）」では、2040年頃を目途に福島県内の1次エネルギー需要量の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すという目標を設定しています。
- ・また、県が推進する「イノベーション・コースト構想」では、福島浜通り地域の産業基盤の創出を目指す原動力として、再生可能エネルギーを重要な柱に位置付けています。
- ・福島新エネ社会構想実現会議では、次をめざし、「福島新エネ社会構想」を策定しています。
 - ・再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る
 - ・再生エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」
 - ・未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出
- ・双葉町は、次の取組が該当すると考えられます。
 - 「再生可能エネルギー導入拡大に向けた送電線の増強」
 - 阿武隈、双葉エリアの風力発電のための送電線増強
 - ・発電事業者及び電力会社が送電線整備、管理等を行う事業体を設立
 - ・関係省庁等の検討会を設置し、ルート選定や土地利用等の調査を実施

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	～2030年度	～2040年度頃
--------	--------	--------	--------	--------	---------	----------

事業可能性調査

送電線の敷設、風力発電所の整備

(4) 浜野地区における「発信」拠点の整備

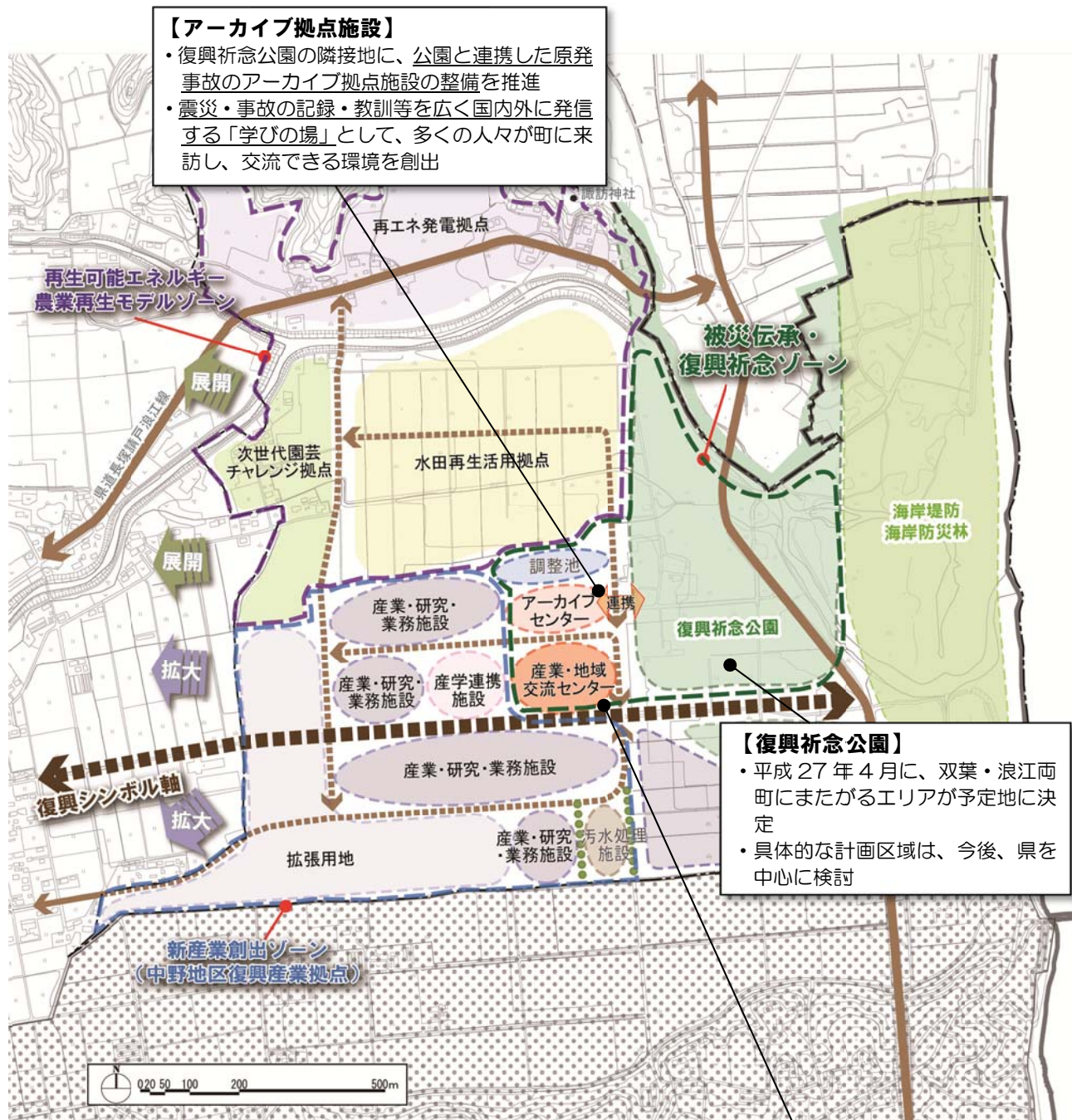
発信

被災伝承・復興祈念ゾーン

- 双葉町・浜野地区は、地震・津波・原発事故の複合災害という、今般の未曾有の大災害による被害の全てを経験した地域です。
- このような浜野地区において、震災・事故の記録・教訓とそこからの復興のあゆみを発信する「アーカイブ拠点施設」と、犠牲者への追悼と鎮魂や復興への強い意志の国内外への発信等を目的とする「復興祈念公園」が連携することにより、震災・事故の記録・教訓を確実に後世に引き継ぐとともに、このような悲劇が二度と起こらぬよう、広く国内外に効果的な情報発信を行います。
- また、これらの施設に多くの人を呼び込むことによって町への人の流れを創出するとともに、産業・地域交流センターとも連携し、域内での人の循環を生み出し、双葉町の復興の先駆けとなる浜野地区の賑わい創出に貢献し、町の復興を加速させます。

【被災伝承・復興祈念ゾーン】

項目	整備方針や機能等
【産業・地域交流センター】	・就業者を対象とした生活関連サービス（小売・飲食、救護等）や会議・研修の場の提供等 ・町民の一時帰宅時の滞在・交流施設等 ・復興祈念公園等への来訪者に対するサービス提供の拠点（地場産品の販売や福島県の食材を活用した食事の提供等により、産業振興・地域活性化）
【アーカイブ拠点施設】（県）	・震災・事故の記録・教訓等を広く国内外に発信する「学び」と「交流」の場 ・アーカイブ拠点施設と復興祈念公園との連携
【復興祈念公園】（県）	・犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志の国内外への発信等 ・緑地等による防災・減災機能と人々が周遊できる憩いの場 ・アーカイブ拠点施設と復興祈念公園との連携



【アーカイブ拠点施設】

- ・復興祈念公園の隣接地に、公園と連携した原発事故のアーカイブ拠点施設の整備を推進
- ・震災・事故の記録・教訓等を広く国内外に発信する「学びの場」として、多くの人々が町に来訪し、交流できる環境を創出

【復興祈念公園】

- ・平成 27 年 4 月に、双葉・浪江両町にまたがるエリアが予定地に決定
- ・具体的な計画区域は、今後、県を中心に検討

【産業・地域交流センター】

- ・就業者を対象とした生活関連サービス（小売・飲食、救護等）や会議・研修の場を提供する等のための施設として、「産業・地域交流センター」の整備を推進
- ・町民の一時帰宅の際の滞在・交流施設等としても活用を図り、快適な一時帰宅環境を実現
- ・また、復興祈念公園等への来訪者に対するサービス提供の拠点として活用し、アーカイブ拠点施設とも連携しながら地場製品の販売や福島県の食材を活用した食事を提供する等により、産業振興・地域活性化を図る

（想定される機能）

- ・会議室・研究室、小売・飲食店舗、診療所、宿泊施設（短期賃貸住宅）、町民一時滞在施設、防災施設 等

※津波被災地であるため、津波避難ビルの機能を併せ持つものとして、中層の建物を想定



産業・地域交流センター（整備イメージ）

主なご意見

アーカイブ拠点施設は必要。
あれば活用したい。



きちんと復興を発信
する場がほしい。



人が立ち寄れ
るような施設
も必要。



町の産業の活性
化につながれば
よい。



○「世界初の複合災害と復興の記録や教訓の『未来への継承』『世界との共有』等を基本理念とするアーカイブ拠点施設については、双葉町が福島県に対して行った要望に基づき、「第 58 回新生ふくしま復興推進本部会議（平成 28 年 8 月）」において、双葉町中野地区への立地が決定いたしました。

○町は、今般の複合災害の記録・教訓として、もっとも国内外に広く継承・共有すべきことの一つは、まさに双葉町が経験している、被害の広域化・長期化によってふるさとを追われる苦難と、そこからのリアルタイムの復興の進捗状況であると考えています。

○このような悲劇が二度と繰り返されることのないよう、周辺に整備が予定されている復興祈念公園や産業・地域交流センターとの連携を考えながら、施設の立地町として、施設の整備主体である福島県と連携し、効果的な情報発信拠点の整備を推進します。

参考 1

「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設の機能、内容等について（報告）（H27.8 東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議）」の「2. 施設整備の基本理念」抜粋】

- ・「世界の複合災害と復興の記録や教訓の『未来への継承』『世界との共有』」
- ・「福島にしかない複合災害の経験や教訓を生かす『防災・減災』」
- ・「福島に心を寄せる人々や団体と連携し、地域コミュニティや文化・伝統の再生、復興を担う人材の育成等による『復興の加速化への寄与』」

コラム①

東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想策定に係る検討会議（福島県）

平成 28 年 12 月現在、福島県において、「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設の機能、内容等について（報告）（H27.8 東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議）」の理念を具体化し、アーカイブ拠点施設の具体的なコンテンツ等についての考えをまとめた基本構想の策定に向けた検討が、「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想策定に係る検討会議（平成 28 年 6 月、第 1 回会議開催）」で行われております。

双葉町としても、本検討会議に、双葉町へのアーカイブ拠点施設の立地が決まった後の会議（平成 28 年 10 月、第 3 回会議）からオブザーバーとして参加し、県における議論の方向性を注視しています。

コラム②

双葉町によるアーカイブ事業（記録・収集・整理・保管等）

平成 28 年度より、庁内に「双葉町アーカイブ事業推進連絡会議」を立ち上げ、関係各課の連携により、双葉町としてのアーカイブ事業（記録・収集・整理・保管等）の推進に町をあげて取り組んでいます。

平成 28 年度においては、具体的には、震災記録誌の編纂、町内の一部区域の空撮等、文化財のレスキュー等に取り組みました。後世への伝承と、効果的な情報発信に向け、今後とも引き続き、アーカイブ事業に組織的に取り組みます。

（写真）福島県双葉町の東日本大震災関係資料を将来へ残すホームページより



主なご意見



一時的に集まる
町民のための宿
泊施設が必要。

企業の福利厚生
施設も必要。



町民の交流イ
ベントが出来
ると良い。



○復興シンボル軸沿いに、復興産業拠点における就業者、復興祈念公園・アーカイブ拠点施設への来訪者、一時帰宅をする町民の総合的なサポート拠点として、産業・地域交流センターの整備を推進します

○産業・地域交流センターには、アーカイブ拠点施設と連携した機能分担、地域の防災拠点としての機能、周辺施設も含めた人の流れ等を意識しながら、概ね以下のような機能を持たせることを目指して取組みを推進します。それにより、地域交流促進、産業振興、地域活性化等を図ります。

【交流機能】

- ・屋内外の広場空間
 - －周辺施設との連携等による各種イベントの開催
- ・交流サロン

【総合的なサポート機能】

- ・小売店舗
 - －日用品（飲食料、日用雑貨等）の販売
 - －地場産品のPR・販売
 - －福島県産品のPR・販売
- ・飲食店舗
 - －就業者ほか誰もが使える食堂空間
 - －町民、来訪者等が憩えるカフェ空間
 - －福島県産品の活用・PR
- ・宿泊施設
- ・温浴施設・休憩施設

【就業者サポート機能】

- ・大小の各種会議室
- ・簡易的な医療施設

【来訪者サポート機能】

- ・ツーリストインフォメーション 等

発信 拠点 -3

復興祈念公園（県事業）

主なご意見

環境面で名所となるような公園になってほしい



モニュメントと広場があれば良い



少しでも心休まる場となっ
てほしい

復興祈念公園ま
での循環バスが
あるとよい。



復興祈念公園と他の
ゾーンと連携して欲
しい。



○犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志の国内外への発信等を目的とする「復興祈念公園」については、国・県の連携により、岩手県、宮城県、福島県に各1施設ずつ整備されることとされており、福島県における復興祈念公園については、「第39回新生ふくしま復興推進本部会議（平成27年4月）」において、双葉・浪江両町にまたがるエリア（中野・両竹地区）への整備が決定いたしました。

○このエリアへの立地決定後は、平成27年度において、「福島県における復興祈念公園のあり方検討有識者会議」が全4回開催され、国が策定する基本構想に対する福島県からの提言が、以下の4つの柱でまとめられました。

- ・東日本大震災で犠牲となったすべての生命への追悼と鎮魂
- ・ふくしまへの想いを育む
- ・ふくしまの被災を将来につなげる
- ・復興へ向けて取り組むふくしまの姿を国内外へ示す

○平成28年度は、「福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会（平成28年9月、第1回委員会開催）」において、国による基本構想の策定に向けた検討作業が行われており、今後、基本計画の策定を経た上で、整備が進められていく予定です。

○復興祈念公園の整備に当たっては、海岸防災林として整備される緑地や、震災遺構である周辺施設等と連携した整備を推進することにより、緑地等が、防災・減災機能を果たすことはもちろん、人々が周遊できる憩いの場となっていくよう、関係機関に求めています。

参考

周辺の震災遺構等：諏訪神社、マリーンハウスふたば、請戸小学校等

○復興祈念公園の周辺に位置する津波被害を受けたマリーンハウス(双葉町)、請戸小学校(浪江町)、津波の避難場所であった諏訪神社(双葉町)等の震災遺構を双葉町・浪江町の両町で検討しています。



平成 28 年度 第 1 回福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会

参考資料 4 福島県における復興祈念公園のあり方【基本構想への県提言】から一部改変

コラム②

岩手県・宮城県における復興祈念公園

東日本大震災からの復興の象徴となる「復興祈念公園」として、岩手県「高田松原津波復興祈念公園」と宮城県「石巻南浜津波復興祈念公園」について、基本計画の検討が進められています。

「高田松原津波復興祈念公園」（岩手県陸前高田市）

「奇跡の一本松」のある岩手県陸前高田市は、東日本大震災の際の津波により岩手県内最大の被災地となり、市街地の被災とともに高田松原の砂州と7万本あった松がほぼ消失する甚大な被害を受けました。国と岩手県及び陸前高田市が連携し、高田松原のあった地区に震災の犠牲者への追悼と鎮魂や日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした復興の象徴となる「高田松原津波復興祈念公園」の検討が進められています。

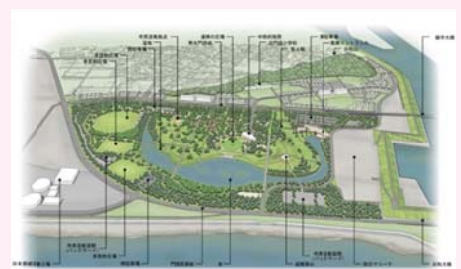


鳥瞰図イメージ（平成28年度 第3回高田松原津波復興祈念公園有識者委員会 資料より）

平成28年度には、有識者委員会と津波伝承施設検討委員会のほか、市民協働ワークショップを開催して市民の思いを受けて公園づくりに活かしています。追悼・祈念施設を震災遺構に隣接して設け、かつての松原の復元とともに、震災津波伝承施設と併せた道の駅や、野球場・サッカー場等の運動施設を復元する基本設計案が検討されています。

宮城県石巻市「石巻南浜津波復興祈念公園」（宮城県石巻市）

東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県石巻市南浜地区では、国と宮城県及び石巻市の連携のもと、「石巻南浜津波復興祈念公園」の検討が進められています。中心部は、3,000人規模の式典ができる規模の追悼広場、その北側にはビジターセンターとなる中核施設を配置しています。園内の一部で、市街化される前の湿地や樹林地の風景を復元したり、震災前の街路を残すなどの地区の原風景に配慮した基本設計案が検討されています。開園は、平成33年（2021年）予定。



平成28年度 第1回石巻南浜津波復興祈念公園有識者委員会 資料より

(5) アーカイブ拠点施設と復興祈念公園の連携による情報発信

- 世界の注目が日本に集まる 2020 年東京五輪の機会を活かし、アーカイブ拠点施設と復興祈念公園の連携により、未曾有の複合災害の被災地である“FUKUSHIMA”から、「ふくしま」の復興を広く国内外に発信します。
- それにより、町への人の流れを加速させ、町に賑わいを取り戻すとともに、国内外からの町や県に対する風評払拭を図ります。

参考

「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成 27 年 11 月閣議決定）」

（「復興五輪」・日本全体の祭典）

同時に、大会の開催により、世界各国からアスリート、観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まることになる。この機会を国全体で最大限いかし、「復興五輪」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。また、スポーツ、文化・クールジャパンその他の様々なイベントを通じてオールジャパンで日本の魅力を発信し大会の開催に向けた機運の醸成を図るとともに、外国人旅行者の地方への誘客拡大による観光振興、大会に関連した事業やイベントへの地方の企業、団体及び個人等の参画拡大等を推進する。こうした取組を通じて、大会を国民総参加による日本全体の祭典とし、北海道から沖縄まで、全国津々浦々にまで、大会の効果を行き渡らせ、地域活性化につなげる。

(6)「町内復興拠点」のその他エリアでの復興への取組

その他

-1

耕作再開ゾーン

- 復興 I C から町内復興拠点へのアクセス道路となる復興シンボル軸に沿って広がる田畑については、地権者の営農再開意向や、双葉の玄関口となる道路の景観的な観点を踏まえながら、花きの栽培その他再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンにおける取組の段階的な拡張を目指します。

その他

-2

共同墓地等の整備

- 共同墓地の予定地については、面的な土地利用とは切り離れた優先的な除染を国に求め、今年度、環境省による除染が行われています。
- 平成 29 年度内における供用開始を目指し、引き続き、その整備を推進します。

その他

-3

町内復興拠点の各ゾーンの拡張エリア

- 「復興拠点」のその他のエリアについては、町内復興拠点内の各ゾーンの整備の進捗に応じ、地権者の方のご意向や震災前の土地利用等を踏まえながら、いずれかのゾーンの拡張区域として整備を推進していきます。

(7) 関連インフラの整備

イン

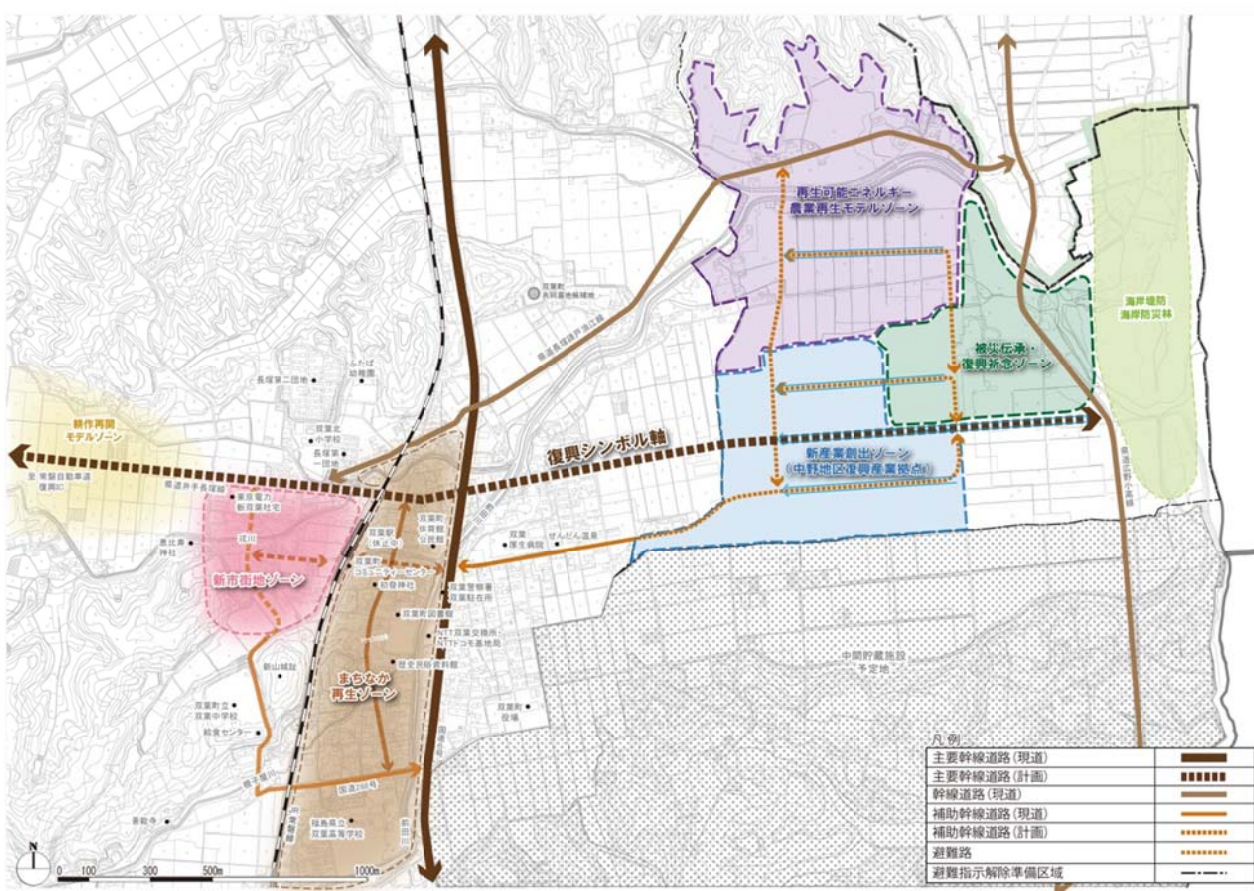
-1

復興シンボル軸（県道井手・長塚線等）の整備等（県・町事業等）

- 常磐自動車道に平成 31 年度の供用開始が予定されている復興 I C（仮称）から、一般国道 6 号と交差し、双葉町の復興拠点とを結ぶ「県道井手長塚線」「町道長塚両竹線」「町道久保前中浜線」「町道羽山前沼ノ沢線」の 4 路線を双葉町の「復興シンボル軸」と位置付けます。
- 福島県と双葉町の連携により、I C にあわせた供用開始を目指し、復興シンボル軸の改良・拡幅に係る整備を推進します。
- 復興シンボル軸については、既存の幹線道路と接続させることによって道路の回遊性を確保し、利便性向上、緊急車両の通行路の複線化、災害時の避難路の複線化等を図ります。
- また、あわせて、広域道路ネットワークを形成することにより、町の交通利便性を向上させるため、基幹道路となる一般国道 6 号の 4 車線化や、一般国道 288 号の拡幅整備等について、関係機関へ要望をします。

参考イメージ図

双葉町の復興拠点周辺の道路ネットワーク



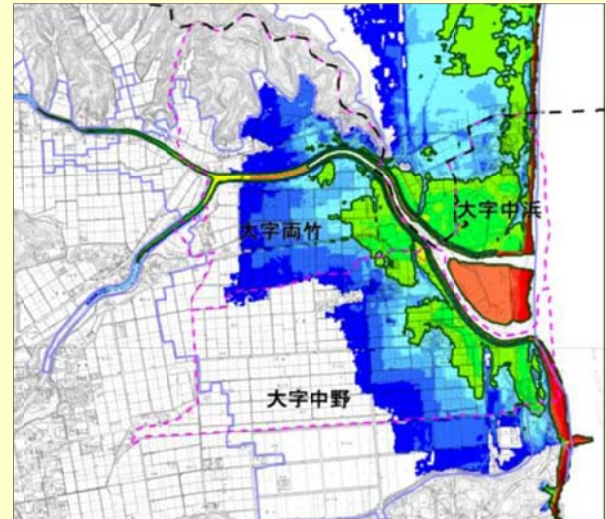
海岸堤防・海岸防災林の整備（県事業）

- 震災前に 6.2m の高さで整備されていた海岸堤防については、平成 30 年度頃における完成を目指し、浪江町から双葉町の沿岸にかけて、1 m 嵩上げした 7.2m での整備が予定されております。
- この 1 m の嵩上げにより、浸水範囲、特に壊滅的な被害を生む浸水深 2 m 以上の範囲が大幅に縮小するとのシミュレーション結果が出ています。

参考

海岸堤防整備後の
津波被害シミュレーション

- 福島県の海岸・河川堤防の復旧に係る計画では、浪江町から双葉町の海岸の堤防について、震災前の T.P.+6.2m（T.P.= 東京湾平均海面）から嵩上げし、で整備することとなっています。
- 海岸堤防整備後の土地利用計画を検討するため、福島県により海岸堤防、河川堤防が T.P.+7.2m（従前より 1 m 嵩上げ）で復旧された後の津波シミュレーションを実施しました。
- その結果、津波による浸水範囲は、約 6 割（約 160ha）に縮小し、うち浸水深 2 m 以上の範囲は約 4 割（約 58ha）に縮小しました。



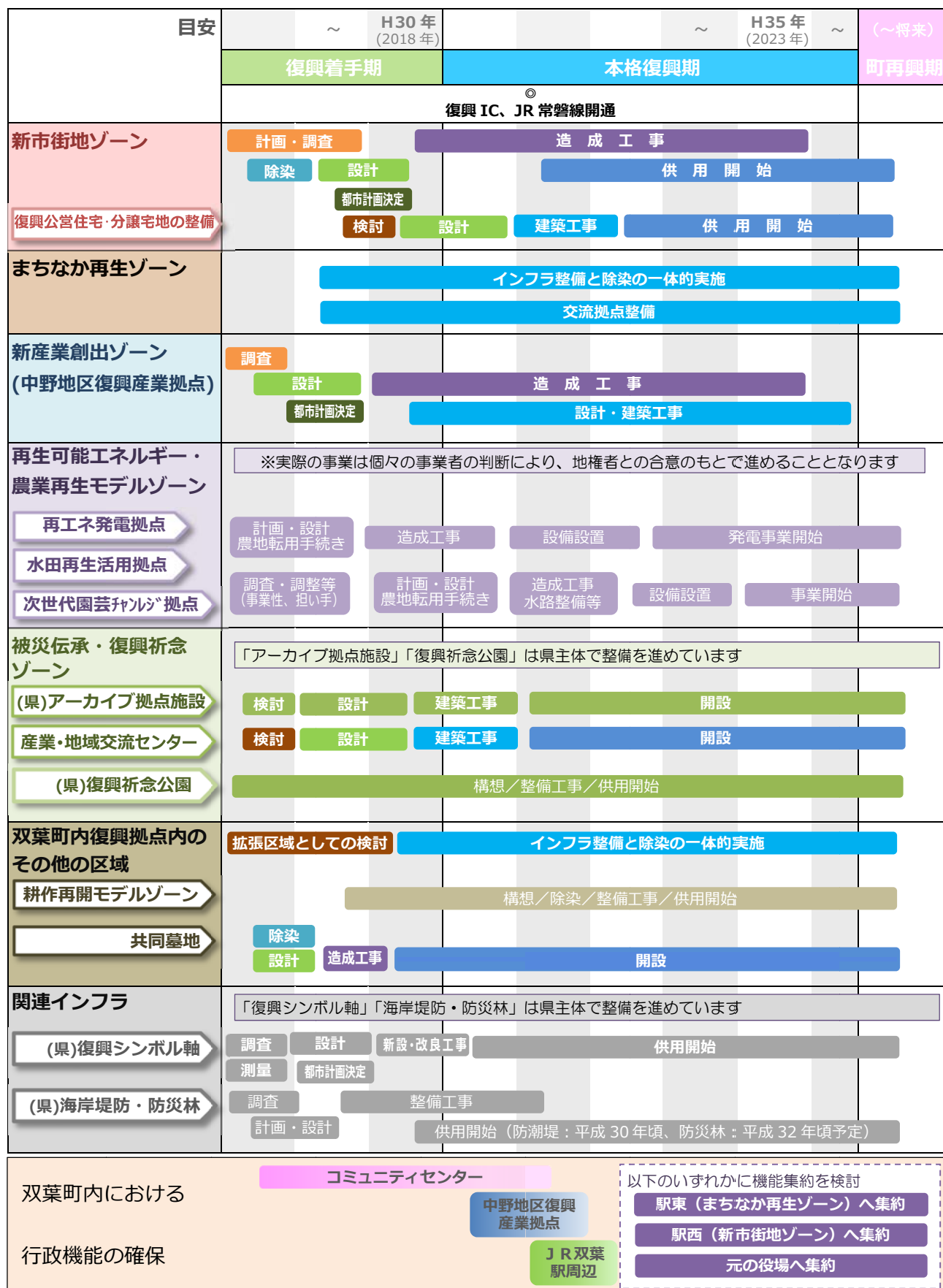
津波シミュレーションによる最大浸水深



- 海岸堤防に加え、平成 32 年頃における完成を目指し、概ね 200m 幅での海岸防災林の整備が予定されており、これにより、津波リスクの更なる低減が図られます。

(8) 双葉町内復興拠点の整備スケジュール（イメージ）

○双葉町内復興拠点の整備スケジュールについては、次のとおりです。



V章 生活再建

不自由な避難生活の改善と、自立した生活を再建し、健康的で生き生きとした生活を実現していくための取組

V章 生活再建

1. 不自由な避難生活の改善に向けた取組

- 長期的な避難生活が続く中、町民の皆様が安心して生活を送るためには、それぞれが希望する場所で住宅を確保し、生活を安定させることが必要です。
- 住宅を取得された町民も増えてきましたが、仮設住宅等にお住いの町民もまだ多くいらっしゃるため、引き続き次の施策に取り組み、生活の基礎である「住環境」を改善していくことで、町民の皆様一人一人の安定した生活を取り戻すことができる環境づくりを目指します。

(1) 住環境の改善	①仮設住宅・借上げ住宅等の改善	i 条件緩和や環境改善 ii 復興支援バスの運行継続
	②住宅の確保とスムーズな転居	i 住宅・土地取得に関する支援 ii 仮設暮らしの解消に向けた取組(公営住宅等への入居の支援など)
(2) 双葉町外拠点の整備	①双葉町外拠点の基本的な考え方	i いわき市・郡山市・南相馬市・白河市に県営の復興公営住宅を整備 ii 町民のコミュニティ拠点として活用
	②双葉町外拠点の中心としての勿来酒井地区復興公営住宅	i 勿来酒井地区復興公営住宅の整備 ii 併設施設の整備
		iii 周辺施設との連携

主なご意見

町外拠点への移動手段
(バス・タクシー等)
が必要だ



高齢者の交通手段を
確保してほしい



仮設住宅閉設の時期、復興公営
住宅への転居の時期はいつに
なるか、明らかにしてほしい



町外拠点に一時的に集まる町民の
ための宿泊施設が必要である

(1) 住環境の改善

① 仮設住宅・借上げ住宅等の改善

i 条件緩和や環境改善

- 応急仮設住宅や借上げ住宅の入居期間や借上げ住宅の住替制限等を含め、町民に寄り添った対応をとり、避難先での住宅の確保と避難生活中的住環境の改善に向けて引き続き取り組むよう、国・県に要請します。

コラム

仮設住宅と借上げ住宅

(検討中)

ii 復興支援バスの運行継続

- 市街地から離れたところに立地している仮設住宅と市街地を結ぶ、仮設住宅の避難者の生活の足として運行されている「復興支援バス」については、国・事業者への要請を通じて、運行の継続と運用の改善に取り組みます。

参考 復興支援バス ルート図

いわきルート (H28.4.1)



ふくしまルート (H24.9.17)



郡山ルート (H26.2.1)



②住宅の確保とスムーズな転居

i 住宅・土地取得に関する支援

○自ら住宅を再建する意思を持っている方については、それぞれの土地での自宅再建が進むよう、町としても国・県に対して強く働きかけ、これまで、「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)(平成25年12月26日)」における住宅確保損害の大幅な増額や、被災者生活再建支援金の申請期間の累次の延長がなされてきております。

○特に、町が発行する「り災証明書」に基づき、住宅の損害の程度に応じた基礎支援金が交付されるとともに、ご自宅の建設(建替)等の際には加算支援金が交付される「被災者生活再建支援制度」については、活用を希望される皆様が引き続き対象となるよう、申請期間の延長を国に求めます。

※り災判定は、地震・津波被害を対象として行われます。

 コラム

被災者生活再建支援制度の概要

- 被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支援する制度です。
- 基礎支援金の申請期間が平成 29 年 4 月 10 日まで延長され、生活再建のための支援金が支給されます。
- この制度は、自然災害※1 により住宅に大規模半壊以上の被害を受けた方が対象となり、原子力発電所事故による被害（長期避難）は含まれていないことが特徴です。

※1：自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の以上な自然現象により生じる被害をいいます。

■支援金の支給額

次の基礎支援金と加算支援金の合計額（世帯人数が1人の場合はその4分の3の金額）

ii 仮設暮らしの解消に向けた取組（公営住宅等への入居の支援など）

- 仮設住宅での不自由な避難生活を解消するため、双葉町外拠点の中心と位置付けている勿来酒井地区復興公営住宅の平成 29 年度中の入居開始が予定されていることも踏まえ、復興公営住宅等の恒久住宅へのスムーズな転居に向けた支援に取り組みます。
- このような復興公営住宅等については、避難を続けるみなさまの日常生活における移動手段を確保するため、復興支援バスの運行継続を国・事業者に求めます。

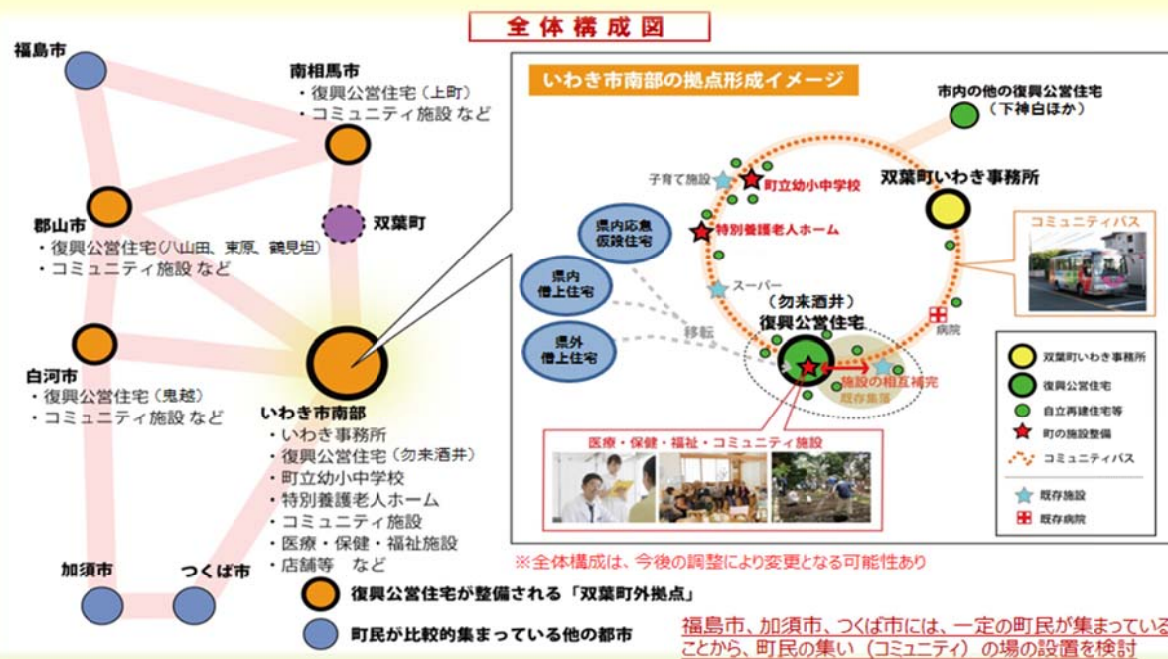
(2) 双葉町外拠点の整備

① 双葉町外拠点の基本的な考え方

i いわき市・郡山市・南相馬市・白河市に県営の復興公営住宅を整備

- 双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅が、いわき市・郡山市・南相馬市・白河市に整備されます。
- 双葉町外拠点は、様々な状況に置かれている町民が生活再建するための場所の選択肢の一つです。
- 双葉町外拠点の整備は、「仮住まい」の整備ではなく、長期的に居住できる良好な生活環境を目指します。
- 双葉町外拠点は、受入自治体における都市整備となるため、受入自治体のまちづくりにも貢献するものを目指します。

参考 双葉町外拠点 全体構成図



コラム

福島県による復興公営住宅の整備スケジュール

県が整備している双葉町民を入居対象とする復興公営住宅の地区ごとの工程表と進捗状況は次のとおりです。（詳細はP参考-〇に記載）

（平成 28 年 10 月末現在）

市町村	団地名・地区名	計画戸数	住居形態	進捗、入居可能時期
福島市	飯坂団地	58	共同住宅	（入居開始）
	北沢又団地	計 152	共同住宅	H29.1～3、H29 年度
	北沢又2団地	計 130	木造住宅・共同住宅	一部H29 年度
	北中央団地	計 64	共同住宅	（入居開始）
会津若松市	古川町団地	20	共同住宅	（入居開始）
郡山市	柴宮団地 57 号棟	30	共同住宅	（入居開始）
	八山田団地 1 号棟	20	共同住宅	（入居開始）
	八山田団地 2 号棟	40	共同住宅	（入居開始）
	東原団地 3 号棟	15	共同住宅	（入居開始）
	鶴見垣団地	30	共同住宅	（入居開始）
	守山団地（田村町岩作）	80	木造住宅	H28 年度、H29 年度
いわき市	湯長谷団地	50	共同住宅	（入居開始）
	下神白団地	200	共同住宅	（入居開始）
	八幡小路団地	12	共同住宅	（入居開始）
	家ノ前団地	53	共同住宅	（入居開始）
	高萩団地（小川町上代）	50	木造住宅	H28 年度後期
	高萩団地（小川町小路尻）	30	木造住宅	H28 年度後期
	勿来酒井団地	180	木造住宅・共同住宅	H29 年度後期（一部）
	北好間団地	323	共同住宅	H29 年度後期
	四ッ倉団地（鬼越・四倉）	150	共同住宅	H29 年度後期
	平赤井団地	75	共同住宅	H29 年度後期（一部）
白河市	南湖南団地（鬼越）	28	木造住宅	H28 年度後期
	白坂団地	12	木造住宅	H28 年度後期
二本松市	石倉団地（油井）	200	共同住宅	H28 年度、H29 年度後期
	表団地	44	共同住宅	H29.7～9
南相馬市	上町団地	182	共同住宅	H28.11～12 月
	牛越団地（辻内）	48	共同住宅	H29 年度後期
	南町団地	255	共同住宅	H29.1 月
	西町団地（鹿島）	50	木造住宅	H28.11～12 月
三春町	平沢団地	92	木造住宅	H28.11～12 月
広野町	下北迫団地	58	木造住宅	H29 年度後期（一部）

ふくしま復興ステーション「復興公営住宅」ホームページより



飯坂団地（福島市）



高萩団地（いわき市）

ii 町民のコミュニティ拠点として活用

○双葉町外拠点は、各地に避難している町民が再び集まって居住できる環境を整備して一日も早い生活再建を図るとともに、双葉町外拠点到住む人だけでなく、受入自治体全体又はその周辺に住む町民全体のきずな（コミュニティ）の場としての機能が発揮できるように取り組みます。

②双葉町外拠点の中心としての勿来酒井地区復興公営住宅

i 勿来酒井地区復興公営住宅の整備

○住民意向調査の結果、双葉町外の居住地として、いわき市の希望が最も多い結果となりました。また、いわき市勿来地区には役場事務所が所在し、町立幼小中学校も再開していることから、いわき市南部（勿来酒井地区）の復興公営住宅を「双葉町外拠点の中心」として整備を進めていきます。

ii 併設施設の整備

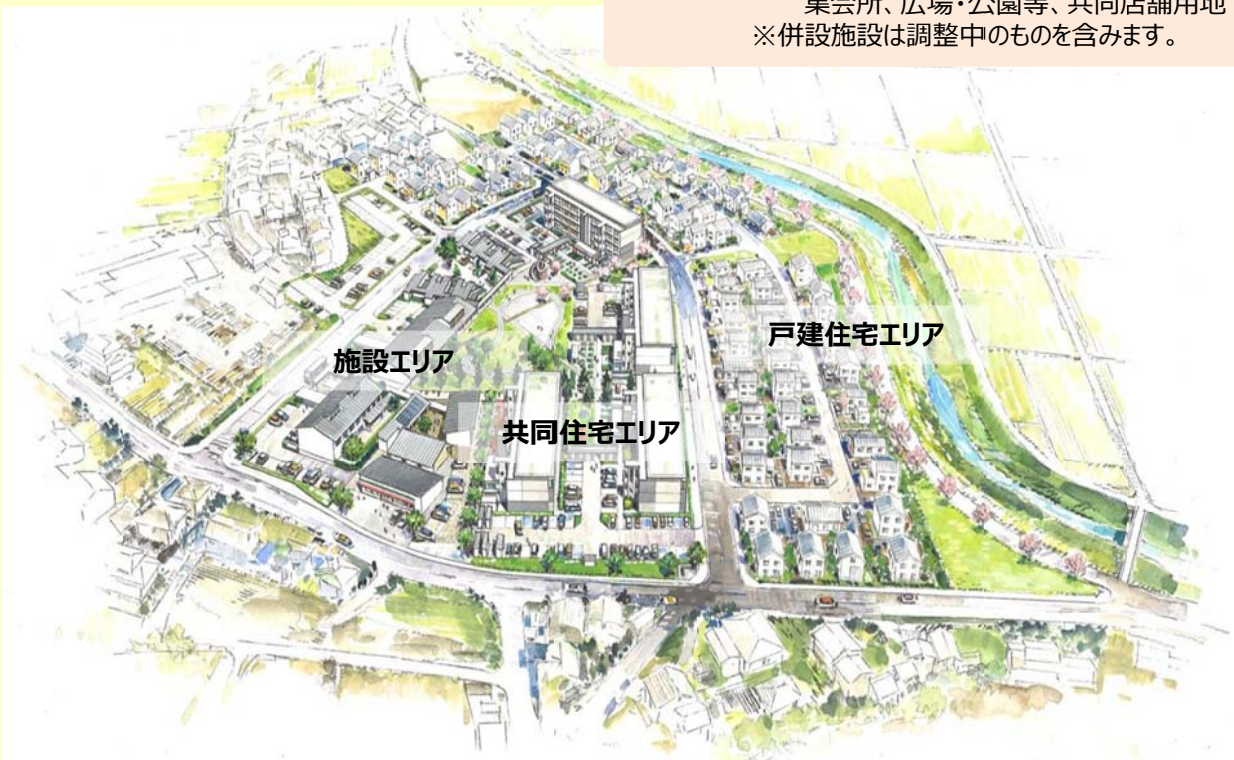
○勿来酒井地区の復興公営住宅に関しては、施設エリア・共同住宅エリア・戸建て住宅エリアに加え、医療施設、高齢者等サポート施設、共同店舗などの併設施設も設けるなど、住民のみなさまの安全・安心の確保と利便性の向上が図られた施設となるよう、事業主体である福島県に求めながら整備を進めます。

参考

勿来酒井地区復興公営住宅 完成イメージ

【整備概要】

- 整備戸数：180戸（予定）
- 住戸形態：共同住宅（集合住宅、テラスハウス）
戸建住宅
- 整備見通し：平成 29 年度後期
（平成 30 年 3 月入居予定）
- 併設施設：双葉郡立診療所、高齢者等サポート拠点、
集会所、広場・公園等、共同店舗用地
※併設施設は調整中のものを含みます。



iii 周辺施設との連携

(a) 双葉町役場いわき事務所（平成 25 年 6 月開所）

- 原子力災害により役場機能を埼玉県加須市へ避難・移転し、その後、平成 25 年 6 月に役場機能を福島県いわき市へ再移転しました。
- 現在、2つの支所（郡山支所、埼玉支所）と3つの連絡所（いわき南台連絡所、つくば連絡所、南相馬連絡所）と連携を図りながら業務を行っています。

(b) 町立幼稚園・小・中学校（平成 26 年 4 月開校（同年 7 月より現所））

- 勿来酒井地区復興公営住宅の近隣であるいわき市錦町において、平成 26 年 4 月 1 日から、双葉町立の幼稚園・小学校・中学校が再開されており、これらの町立学校等では、少人数教育の実践による教育の充実等により、園児・児童・生徒数は再開当初の 11 人から、平成 28 年 12 月現在、40 人まで増加しております。
- これらの町立学校等においては、引き続き教育内容の充実を図ることはもちろん、勿来酒井地区復興公営住宅の整備後は、高齢者等サポート施設への生徒等の訪問や、町立学校等の運動会への入居者の招待等、勿来酒井地区復興公営住宅と連携した取組の推進を図ります。

(c) 特別養護老人ホーム「せんだん」及びグループホーム（平成 29 年 7 月開設予定）

- 現在、双葉町の介護施設として、特別養護老人ホーム「せんだん」及びグループホームが、平成 29 年 7 月の開設を目指し、いわき市錦町地内で建設が進められています。
- 特別養護老人ホーム及びグループホームにおいては、復興公営住宅入居者によるショートステイとしての活用や、その嘱託医療機関と復興公営住宅敷地内に併設予定の郡立診療所との医療行為の相互補完等、施設間の連携を図り、勿来酒井地区復興公営住宅への入居者の安全・安心の確保を図ります。

参考

いわき市南部の拠点位置図



2. 自立した生活の再建に向けた取組

- 不自由な避難生活が続く中においては、賠償問題の解決に引き続き取り組み、避難生活の課題をできることから改善していくことが必要です。
- 生活を再建して日常の暮らしを取り戻すため、次の施策に取り組むことで日々の生活を支える仕事等の確保を図り、安心した生活を過ごすことができる環境づくりを目指します。

(1) 生活の再建	①生活再建に必要な支援の継続・拡充等	i 高速道路の無料化等
		ii 医療費の減免措置
		iii 生活サポート補助金
	②迅速・確実・十分な賠償	i 被害実態に即した賠償の要請
		ii 相談の対応
(2) 事業活動支援と雇用の確保	①事業活動支援	i 事業再開等支援
		ii 営農再開等支援
	②雇用の確保	i 就職相談・職業訓練等



主なご意見

双葉町支援員・民生員の支援が重要



商工業者はたくましい。
場所さえ提供してくれば
再開できる



「家事手伝いサービス」などの
サポートがあれば良い



町民の生活支援体制を
強化してほしい



風評被害に関して、専門的・客観的な情報を届ける必要がある



(1) 生活の再建

①生活再建に必要な支援の継続・拡充等

i 高速道路の無料化等

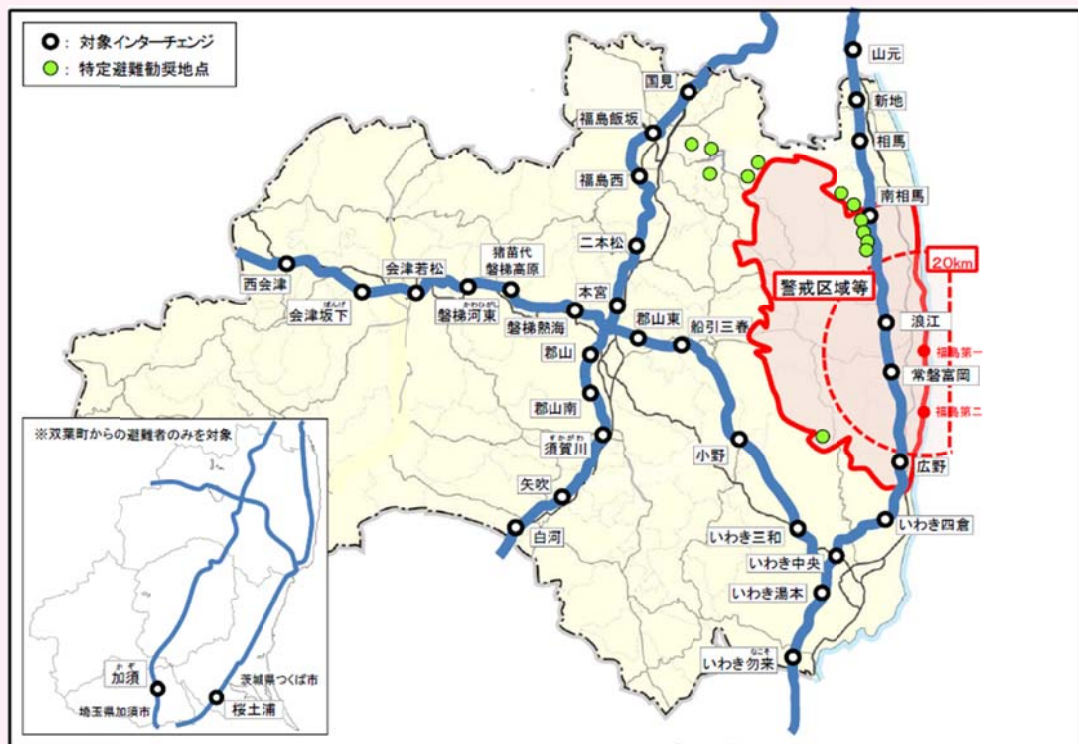
○約 7,000 人の町民が全国各地で不自由な避難生活を今なお強いられている中、高速道路の無料措置は、町への円滑な一時帰宅、町民同士の再会・交流機会の確保、離散して避難生活を続ける家族間の再会機会の確保等を図る上で、大きな役割を果たしています。

○このような高速道路無料措置については、双葉町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで、現行どおり延長するよう国に求めます。

コラム

高速道路無料措置

避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援する目的で実施している高速道路の無料措置は、当面 29 年 3 月 31 日（金）まで継続されます。



路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、福島飯坂、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、矢吹、白河、加須※2
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、相馬、南相馬、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯本、いわき勿来、桜土浦※2、常磐富岡、新地、浪江

(※2) 福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

国交省道路局発表資料
より

ii 医療費等の減免措置

- 医療費の一部負担金、国民健康保険税、後期高齢者医療等医療保険料、国民年金保険料、介護保険サービス利用料及び保険料並びに障害福祉サービス利用負担金の減免については、慣れない地での不自由な避難生活が続く中、町民の安心の確保に大きな役割を果たしています。
- このような医療費の一部負担金等の減免については、双葉町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで、現行どおり延長するよう国に求めます。

iii 生活サポート補助金

- （作成中）

②迅速・確実・十分な賠償

i 被害実態に即した賠償の要請

- 町では、これまでも、町の96%が帰還困難区域に指定され、帰還見通しの立たない双葉町の特殊な事情を理解し、被災地域について一律の対応とするのではなく、双葉町の被害実態に即した賠償を行うよう、東京電力や国に求め続けております。
- 特に東京電力に対しては、町民に寄り添い、丁寧かつ真摯に賠償対応を行うよう、町として今後とも強く求めます。
- また、震災・事故から6年近くが経過する中、町民のみなさまの共有財産である町有財産への賠償方針はいまだ示されておられません。その方針の早期提示についても、引き続き東京電力や国に求めています。



コラム

原子力損害賠償紛争審査会

- 東京電力ホールディングス株式会社では、原子力損害の賠償に関する法律や、文部科学省に置かれた原子力損害賠償紛争審査会が出す指針に沿った損害賠償を行っております。
- 被害者に一律の対応がなされている賠償のほとんどは原子力損害賠償紛争審査会による中間指針に基づくものですが、指針では、「指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる」とされております。
- 国は、平成25年12月26日の「中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）（平成28年1月28日改定）」の中で、避難指示区域について賠償すべき損害として、中間指針及び中間指針第二次追補に加え、次の3点を示しています。

中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）

1. 精神的損害

長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害を賠償する。

2. 住居確保に係る損害

移住等に伴い新たな住居を取得するためや、帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値（既に東京電力が賠償中）を超えて負担した必要かつ合理的な費用を賠償する。

3. 避難指示解除後の「相当期間」

避難指示解除後、精神的損害及び避難費用が賠償の対象となる「相当期間」は、1年間で当面の目安とする。（ただし、一定の医療・介護が必要な場合や、子供の通学先の学校の状況等、特段の事情がある場合を除く。）

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）

- 震災・事故から6年近く経過する中、現在の状況や被害の態様は、一人一人異なります。
- 原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針に基づく一律の対応がなされていないものについては、文部科学省におかれたADRセンターにおいて、ADR（裁判外紛争解決手続）による個別事情に応じた和解案の成立に向けた仲介を仲介費用無料で行っております。

原子力損害賠償紛争審査会

審査会の事務の一部である「和解の仲介」手続を円滑かつ効率的に遂行するために総括委員会を設置

原子力損害賠償紛争解決センター

センターは、原子力事故の被害者からの原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

総括委員会

総括委員会は、審査会において指名された委員長及び委員により構成され、和解の仲介手続を総括します。

総括委員会の構成

総括委員長 総括委員 総括委員
※学識経験のある裁判官経験者・弁護士・学者から選任

総括委員会の主たる業務

- ・事件ごとの仲介委員の指名
- ・仲介委員が実施する業務の総括
- ・和解の仲介手続に必要な基準の採択・改廃

これらの有機的な連携の下に、
和解の仲介に係る業務を遂行します

パネル

パネルは、弁護士等の仲介委員が、当事者間の合意形成を後押しすることで、紛争の解決を目指していきます。

仲介委員

- ・面談、電話、書面等による事情の聴取
- ・中立、公正な立場からの和解案の提示

申立者

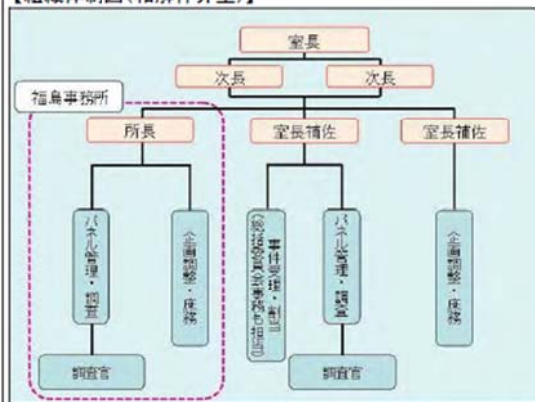
東電

和解の仲介手続における口頭審理の開催場所は、原則としてセンター東京事務所またはセンター福島事務所に開催しますが、それぞれの事情に応じて、その他の場所でも開催していく予定です。

原子力損害賠償紛争 和解仲介室

和解仲介室は、和解の仲介手続に関する庶務を行います。

【組織体制図（和解仲介室）】



ii 相談の対応

- 賠償に係る相談窓口として、福島県内各地や仙台市（平成 28 年 12 月現在）に福島原子力補償相談室（東京電力ホールディングス株式会社内）が置かれており、対面での相談を受け付けております。
- 町としても、これらの窓口等における町民に寄り添った対応を東京電力に強く求めるとともに、賠償請求手続の広報や請求手続の支援に引き続き取り組み、関係機関と連携しながら、町民の賠償に関する不安や悩みの解消に努めます。

（２）事業活動支援と雇用の確保

①事業活動支援

i 事業再開等支援

- 双葉町では、町の商工事業者の避難先での事業再開が郡内の他の避難市町村と比べて進んでいない状況にありますが、現在、福島相双復興官民合同チームによる個別訪問が行われております。
- 町としても、商工会と連携し、事業再開支援の拡充や、官民合同チームによる個別訪問の結果等も踏まえた、個別事情に応じたきめ細かな支援や幅広い情報提供を国・県に引き続き求めています。
- 特に、事業再開への大きな支援となっている「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）」については、双葉町における事業再開が当面困難な状況であることを踏まえ、被災 12 市町村内での事業再開とその他のエリアでの事業再開とで差のない支援を国に求めて参ります。
- また、町内における事業再開に向け、その受け皿となるよう、まずは「中野地区復興産業拠点」に共同事業所や産業用地の整備を進めます。商工会とも連携し、町内事業者のみなさまのご意向を伺った上で、ニーズに適った産業拠点となるよう、その早期整備を推進します。

福島相双復興官民合同チーム

○平成 27 年 6 月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改定において、被災事業者の自立へ向けた支援策を集中的に展開していく方針が示されたことを受け、原子力事故による被災事業者等の生活再建、事業の再生や活性化、生業や就労の回復等の支援を目的として、国・県・民間からなる福島相双復興官民合同チームが同年 8 月に組織されました。

○官民合同チームでは、避難をしている事業者の現状を把握し、個別事情に応じたきめ細かな支援を行うため、チーム設置から平成 28 年 12 月現在までの間において、被災地全体で 4,000 件を超える事業者を、双葉町の事業者についても、300 件近い事業者を、それぞれ個別訪問しています。

●支援施策の活用例

活用例 1

経営方針全般について
困っている

支援施策

- 官民合同チーム個別訪問支援事業
- 商工会議所・商工会との広域的な連携強化
- 6次産業化等に向けたマッチング・経営者の右腕派遣

活用例 2

地元に戻って事業を
再開したい

支援施策

- 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業
- 事業再開・帰還促進事業
- 生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保支援

活用例 3

地元に戻って事業を
再開したが、人手が
足りない

支援施策

- 人材マッチングによる人材確保支援
- 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業

活用例 4

事業を継続しているが、
販路開拓できず
困っている

支援施策

- 6次産業化等に向けたマッチング・経営者の右腕派遣
- 地域の伝統・魅力等の発信事業

活用例 5

事業をやめた後、
地域に貢献する活動
がしたい

支援施策

- 地域のつながり創出支援事業

ii 営農再開等支援

- 避難先での営農再開を希望される町民に対し、引き続き、営農再開支援に関する情報提供等に取り組みます。
- 一方、双葉町内の農地については、全町民が全国に分散避難する中、除染後の農地の保全管理を行う担い手の確保が難しい状況にあります。将来的な営農の再開に向け、組合管理の検討等、農地の管理・保全に向けた検討を引き続き進めます。
- その上で、まずは避難指示解除準備区域である両竹地区の農業再生モデルゾーンにおいて花き、燃料用作物、飼料用作物の栽培から始める等、将来における本格的な営農再開に向け、少しずつ取組を進めます。
- なお、将来の営農再開に向けて、下流への放射性物質の拡散や周辺環境への影響を防止するには、川の上流に当たる山林や、農業用ダム・ため池等の除染も不可欠であるため、将来の営農再開を見据え、これらの早期除染を国に求めます。

コラム

フラワーロード

- 花き植物の栽培は、周辺の景観を向上させることにより、営農的観点に加え、まちづくり的な観点からも大きな意味を持ちます。
- 福島県によるイノベーション・コースト構想の中にも「フラワー・コースト創造プロジェクト」が位置付けられており、町としても、沿岸部に整備される復興祈念公園等との連携も考えながら、担い手探しも含め、花き植物の栽培に向けた取組を検討します。

写真（予定）

②雇用の確保

i 就職相談・職業訓練等

- 避難先での仕事を得られるよう、就職相談や職業訓練等に係る体制の引き続きの確保を国・県に要請していきます。
- また、町としても、ホームページや町の広報誌を通じて就職支援情報を発信するとともに、生活サポート補助金制度により職業訓練や資格取得のために係る費用等への支援を行う等、就職支援に引き続き取り組みます。

3. 健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組

○長期にわたる避難生活を乗り越えるには、放射線の影響管理を含めた長期的な健康管理の仕組みの構築が必要です。町として、次の施策等に取り組むことにより、総合的な健康管理体制を確立するとともに、生きがいつくり等を通じて介護予防等を図ることにより、健康的で生き生きとした生活が実現できる環境づくりを目指します。

(1) 保健・医療・介護・福祉体制の確保	①長期的な健康管理体制の確保等	i 受診体制・フォローアップ体制の確保等
		ii 相談会・講演会等の開催
	②保健・医療・介護・福祉サービスの確保	i 避難先自治体における保健・医療・介護・福祉サービス
		ii 保健師等の人材の長期的な確保
(2) 高齢者等の健康・生きがいつくり	①健康維持の支援体制	i 各種団体や避難先自治体と連携した個別訪問
		ii サポートセンターの設置・安否確認システムの活用
		iii 心のケア支援プログラムの実施
	②介護予防等のための取組（趣味・生きがいつくり）	i 健康教室等の介護予防等に向けた取組
		ii 趣味などのテーマ別の集いの企画等
		iii 生涯学習事業の実施
		iv 避難先住民との交流促進

主なご意見

支えあうための見回りが必要だ



健康づくりのできる機会を設けてほしい



介護士を増やしてほしい



生きがいつくり支援（畑仕事など）が必要である



(1) 保健・医療・介護・福祉体制の確保

①長期的な健康管理体制の確保等

i 受診体制・フォローアップ体制の確保等

- 子供・被災者生活支援法や原発避難者特例法の実効ある運用を国等に引き続き求めるとともに、県・町による健康管理調査や町独自で行っている内部被ばく検査等(WBC、個人線量計貸出等)を踏まえ、放射線による長期的な健康への影響管理を含め、町民の適切な健康管理体制を確保します。

ii 相談会・講演会等の開催

- 健康管理や放射線に関する知識習得のための取組等を行い、町民のみなさまの心身の健康づくりを進めます。

コラム

双葉町健康増進計画

- 双葉町は、全町民が双葉町を離れて生活をおくる中、高い高齢化率も相まって、町民の健康診断の結果は悪化傾向にあります。
- このような状況を踏まえ、町では、ヘルスプロモーションの理念に基づき、健康な暮らしのビジョンを町民の皆様と共有し、健康増進を図るための双葉町健康増進計画を策定いたします。

②保健・医療・介護・福祉サービスの確保

i 避難先自治体における保健・医療・介護・福祉サービス

- 避難先自治体と連携し、避難先における保健・医療・介護・福祉サービスの課題の把握に努めるとともに、課題の改善に向けて避難先自治体と調整します。
- 特に、避難者が多い受入自治体については、避難者の集中によりサービスを受けられない等の支障が生じないように、医療・介護施設やスタッフの充実に向けた一層の支援を国・県に要請していきます。

ii 保健師等の人材の長期的な確保

- 保健師等の人材の確保について、恒久的な確保を含めて国・県等に要請し、町民のみなさまの健康管理を適切に実施していく体制の構築を目指します。



コラム

特別養護老人ホームせんだん・ 認知高齢者グループホームせんだんの家（いわき市）と郡山グループホーム

- 社会福祉法人「ふたば福祉会」が運営する特別養護老人ホーム「せんだん」及びグループホーム「せんだんの家」がいわき市錦町に新たな仮設施設を開設するため、平成28年6月1日、現地において地鎮祭（起工式）が行われました。
- 来年の5月に施設が完成し、7月から利用が可能となる予定です。避難生活の中、施設の開所を待ち望み、今日の私たちの暮らしの礎を築いてきた高齢者の方に、少しでも安心して暮らし、利用できる施設になると考えております。



特別養護老人ホーム「せんだん」外観イメージ
社会福祉法人ふたば福祉会提供

(2) 高齢者等の健康・生きがいづくり

①健康維持の支援体制

i 各種団体や避難先自治体と連携した個別訪問

○避難先において、孤立しがちな町民への定期的・継続的な戸別訪問を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会や避難先自治体等と連携して、引き続き実施していきます。

ii サポートセンターの設置・安否確認システムの活用

○平成28年12月現在、健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターが福島県いわき市、郡山市及び埼玉県加須市に設置されるとともに、緊急時の安否確認を迅速に行うための緊急通報システム（アイネット）が導入されています。今後とも引き続き、このような体制を維持すること等により、介護予防に向けた取組とあわせ、高齢者等が安心して生活できるよう取り組みます。

○なお、勿来酒井地区復興公営住宅の敷地内にも、新たにサポートセンターが整備される予定となっています。

iii 心のケア支援プログラムの実施

○避難生活による精神的ストレス等健康被害を抱えている町民の皆様に対して、避難先自治体等の関係機関と連携して心のケア支援プログラム（定期的な相談・病院の紹介等）を引き続き実施していきます。

②介護予防等のための取組（趣味・生きがいづくり）

i 健康教室等の介護予防等に向けた取組

- 介護については、訪問・通所・入所等を組み合わせ、必要なレベルに応じた支援を行うとともに、介護予防に向けた取組を推進します。
- 具体的には、健康教室等の取組を引き続き実施するとともに、より多くの方に参加を促すため、介護予防事業の啓発を行っていきます。

ii 趣味などのテーマ別の集いの企画等

- 交流拠点等を活用して、復興支援員等とも連携し、テーマ別（趣味ごと、年齢ごと等）の集いの企画や、サロン等の運営への支援に引き続き取り組みます。

iii 生涯学習事業の実施

- 趣味や生きがいを持つ場として、各避難地域において生涯学習事業（生活学級・婦人学級）に引き続き取り組みます。

iv 避難先住民との交流促進

- まずは避難先において生き生きとした生活を送れるように、避難先の自治体や支援団体等と連携し、双葉町民と避難先住民との交流機会の増加を図ります。

<関連施策>

- VI章 1 (1)町民の交流機会の確保
- (3)双葉町外拠点の活用

VI章 町民のきずな・結びつき

町民のきずなを維持・発展させ、

次世代を育み、ふるさを繋いでいくための取組

VI章 町民のきずな・結びつき

1. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

○町民の強いきずなこそが、長期にわたる双葉町の復興を支える土台です。町としても、次のような施策に取り組むことにより、町民の皆様が、双葉町とのつながりを保ちながら、避難先で安心した生活を過ごせるよう取り組みます。

(1) 町民の交流機 会の確保	①交流活動への支援	i 交流組織の設立・運営支援
		ii 交流機会の創出
	②交流拠点の確保・活用	i 交流施設等の運営・設置
(2) 町からの情報 提供の充実・円 滑化	①情報提供の充実化	i 町民のニーズに沿った情報提供
		ii 分かりやすい情報提供
	②情報発信の円滑化	i 多様な手段による情報発信
		ii ソーシャルメディア等の活用による対話型広報
(3) 双葉町外拠点 の活用	①コミュニティ機能	i 集会所等の設置・活用
		ii 町外拠点を活用した交流活動支援
	②その他の機能	i 医療施設等の設置・運用
		ii 役場事務所・支所等の有り方の検討

主なご意見



町民同士の交流機会
を設けてほしい

帰還しても地区のきずなが
崩れることが心配だ



町外拠点で、ダルマ祭り、
夏祭り、盆踊りなどのイベ
ントを開催したい



タブレットを情報発信
(双方向コミュニケーション) の場として
活用すればよい



双葉町民だけでなく、別
の地域の人々も町外拠
点を活用できるように
してほしい



(1) 町民の交流機会の確保

① 交流活動への支援

i 交流組織の設立・運営支援

- 既存の自治会組織については、その活動内容についての町からの広報の充実や、自治会への加入促進等を通じ、その運営支援に取り組みます。また、自治会のない地域については、自治会組織の設立支援等に引き続き取り組みます。
- また、生活サポート補助金による交通費支援等を通じて、行政区総会への参加促進等を支援します。

ii 交流機会の創出

- 福島県いわき市・福島県郡山市・埼玉県加須市の3拠点に分かれて活動するふたさぼ（復興支援員制度）との連携等により、各種の交流イベントの開催に引き続き取り組みます。
- また、今年6年ぶりに開催された双葉町敬老会や、「集まれ！ふたぼっ子」の引き続きの開催に努める等、町民の交流機会の創出に町としても取り組みます。
- さらに、南台応急仮設住宅で再開されている伝統のダルマ市等、町民主体の交流イベントの企画についても、その引き続きの支援に向けて取り組みます。

<関連施策>

V章 2(1)①生活再建に必要な支援の継続・拡充等



コラム

復興支援員（ふたさぼ）

- ふたさぼは、国の復興支援員制度を活用した双葉町からの委託により、福島県いわき市・福島県郡山市・埼玉県加須市の3拠点に分かれ、広報支援とコミュニティ支援の2つのテーマで活動しています。
- 町民に寄り添いながら、各地で各種の交流イベントを開催しています。



活動報告会の様子



南台応急仮設住宅における伝統のダルマ市再開

- 長塚地区の消防団員を中心とした団体「夢ふたば人」によって、双葉町伝統のダルマ市が震災の翌年からいわき市南台応急仮設住宅のイベント広場で再開されています。
- 毎年、お年寄りから子供まで多くの方が訪れ、「巨大ダルマ引き合戦」の参加・観戦や、縁起物のダルマ購入を楽しんでいます。



ダルマ市の様子

②交流拠点の確保・活用

i 交流施設等の運営・設置

- 町民交流施設として、「せんだん広場」（福島県郡山市）、「ふたば一く」（福島県いわき市）、「ふたば交流広場」（埼玉県加須市）が設置されています。
- 今後、勿来酒井地区復興公営住宅に整備が予定されている集会所も含め、町民の声を聞きながら、町民の交流拠点の確保・有効活用に努めます。

(2) 町からの情報提供の充実・円滑化

① 情報提供の充実化

i 町民のニーズに沿った情報提供

○町HP、タブレット、広報誌等の媒体や、町政懇談会の機会等を活用し、双葉町内の復興や線量の最新情報や、避難先での町民の活動状況等、町民のみなさまの声を聞きながら、町民のみなさまが知りたい情報発信の充実に取り組みます。

ii 分かりやすい情報提供

○今後とも引き続き、情報を受け取る側が分かりやすいことを意識した情報提供に取り組みます。

○また、中野地区復興産業拠点を中心としていよいよ双葉町内の復興まちづくり事業が本格的に動き出す中、町民の声を集約して復興まちづくりに反映させるとともに、復興の進捗を町民にリアルタイムで発信するため、新たに復興ポータルサイトを立ち上げます。

<関連施策>

VI章 2 ② 震災・事故の教訓と復興の過程の発信・伝承



コラム

復興ポータルサイト

○中野地区復興産業拠点における「働く拠点」の整備に加え、今後は、平成 28 年度に除染が行われているJR双葉駅西側・新市街地ゾーンを皮切りに、いよいよ帰還困難区域でも復興事業が動き出し、双葉町の復興まちづくりが本格化します。

○こうした中、町内の復興・復旧に係る取組を正確かつ分かりやすく、リアルタイムで発信していくため、町民の意見集約などの機能も組み込んだ復興ポータルサイトを、平成 29 年春を目指して公開します。

—掲載する内容（想定）—

- ・復興・復旧に向けた町の取組状況
- ・インフラ復旧状況
- ・除染の状況
- ・中間貯蔵施設の状況
- ・福島第一原子力発電所の状況
- ・町内の放射線量の状況
- ・復興まちづくり計画及び復興整備計画などの各種計画

写真（予定）

②情報発信の円滑化

i 多様な手段による情報発信

○避難をしている町民には様々な世代の方がいることを踏まえ、より多くの方に迅速に情報が伝わるよう、インターネット（公式ウェブサイト等）、広報誌（広報ふたば等）、ラジオ（FMいわき）等、様々な手段を活用した情報発信に引き続き取り組みます。

ii ソーシャルメディア等の活用による対話型広報

○町では、町からの一方的な情報提供のみではなく、町民同士や町民と町との双方向コミュニケーションを可能とするため、公式ウェブサイトや広報ふたばを通じた情報提供のほか、ユーチューブ、フェイスブック、ツイッター等のソーシャルメディアを活用した情報発信を行っています。

○また、町民のみなさまがこれらのメディアを十分に活用できるよう、ICTきずな支援システム事業により各家庭に配布したタブレット端末について、その使用方法の講習会等を実施してきました。

○今後とも引き続き、ソーシャルメディア等を活用した対話型の広報を活用し、町民のみなさまのニーズに応じた町政の推進に取り組みます。

コラム

ソーシャルメディア

ソーシャルメディアとは、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアであり、代表的なものとして、ブログ、Facebook や Twitter 等の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、YouTube やニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE 等のメッセージングアプリがあります。

いろいろな人がその情報を入手できる可能性があるため、ソーシャルメディアへの投稿は、ルールやモラル、マナーを守って利用することで思いがけないトラブルに巻き込まれないよう注意が必要です。

双葉町でも情報の発信をする際は、個人情報等に配慮して庁内の規定に基づいた掲載に努めています。

参考：平成 27 年版情報通信白書（総務省）より

(3) 双葉町外拠点の活用

①コミュニティ機能

i 集会所等の設置・活用

○復興公営住宅等の整備にあわせて、住民同士がいつでも集まれる場の設置に取り組めます。

ii 町外拠点を活用した交流活動支援

○復興公営住宅に住む町民の生活拠点としてのみならず、他の地域に居住する町民も含めた、双葉町民全体のコミュニティ拠点としての機能が発揮できるように取り組めます。

<関連施策>

V章 1 (2) 双葉町外拠点の整備

②その他の機能

i 医療施設等の設置・運用

○規模が大きな「双葉町外拠点」においては、その整備と並行して、医療施設、高齢者等サポート施設、共同店舗など、住民の利便性向上のための仕組み・方法について、関係機関と連携を図りながら検討を進めます。

ii 役場事務所・支所等の在り方の検討

○現在の役場機能については、いわき事務所のほか5か所に設置しています。双葉町への帰還の見通しや「双葉町外拠点」の規模を踏まえて、町民の利便性を勘案しながら、引き続き検討を進めます。

<関連施策>

V章 1 (2) 双葉町外拠点の整備

2. 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

○双葉町を再興させるためには、町の将来を担う次世代を育み、ふるさとへの思いを繋いでいく取組が必要です。町として、次のような施策に取り組むことにより、ふるさと双葉町を未来に繋いでいきます。

(1) 双葉町を担う次世代の育成	①次世代リーダーの育成	i 人材の確保・育成
	②子育て支援	i 子供・子育て支援体制の推進
(2) 教育環境の充実	①双葉町立学校における魅力ある教育の推進	i 町独自の教育方針・教育内容・地域教育の推進
		ii スポーツ振興
	②避難先における子供たちのきずなの維持・学習支援等	i 安心して教育を受けられる環境整備
		ii 子供たちのきずなの維持・学習支援等
(3) ふるさとの荒廃の防止等	①ふるさとの現状調査・管理・保全等	i インフラ等の被害状況調査・復旧
		ii 倒壊建物の撤去・危険建物の応急修理・除却等
		iii 防犯・防火対策
		iv 野生鳥獣への対策
		v 環境保全・放射線量の低減
	②一時帰宅の改善	i 一時帰宅の利便性向上・安全性確保
	③墓参への支援等	i 既存墓地の保全 ii 新たな墓地の整備・管理
(4) 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承	—	i 文化財・伝統文化等の保存・管理 ii 学校教育との連携・伝統行事開催等の支援
(5) 震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承	—	i アーカイブ化・記録誌の編纂 ii 震災・事故の経験や教訓・復興への取組を発信

主なご意見

町民同士の交流機会
を設けてほしい



用事があった時に、子
供を預けられれば良い



若い人でも「役」を頼まれ
れば、やると思う。何か頼
まれた方がイベントなど
に行きやすい



「移動ママサロン」を開催
するイベントも面白い



高校受験を控えている
がどう動いたらよいの
かわからない



学校の校歌を残したい



防犯カメラを増やし
てほしい



季節の花を楽しめる
ような環境整備をし
てほしい



一時帰宅者用に交流の
場をつくってほしい



せんだん、盆踊りの映像化や
マニュアルづくりをしては
どうか



帰還までの道のりは大変
だと思うが、これまでの歴
史を忘れさせない町にな
ってほしい



自分がやっていたように、子供たち
にも双葉町の歴史・伝統・文化の継承を
やってほしい



(1) 双葉町を担う次世代の育成

①次世代リーダーの育成

i 人材の確保・育成

- 国や福島県などの行政機関をはじめ、多様な主体が双葉町の復興に向けた活動を展開していますが、双葉町を本当の意味で復興させていくためには、町の次世代を担う若者が活躍し、これからの双葉町を創っていく必要があります。
- 町としてもアンテナを高く張り、志の高い人材の発掘に努めるとともに、情報提供、コーディネート・マッチング支援その他の民間主体による地域密着のまちづくり組織やイベント団体の組成支援を行うこと等により、町の若者が活躍し、成長できる場所づくりに取り組みます。
- また、既存の団体や新たに組成された団体に対しては、引き続き、その活動への支援に合わせて取り組みます。
- このような取組に、町立幼稚園・小・中学校による教育の充実や、復興支援員や地元NPO等と連携した交流イベントの企画等を合わせて行うこと等により、町の次世代リーダーの確保・育成を進めます。

コラム

「夢ふたば人」と「ぐるぐるユニット」

- 「夢ふたば人」は、長塚地区の消防団員である若手を中心に組織された有志の団体として、震災の翌年から、いわき市南台応急仮設住宅において、伝統のダルマ市を開催する等の取組をしています。
- 「ぐるぐるユニット」は、双葉町出身又は双葉町にゆかりのある若者を中心とする「若者企画推進協議会」として組織され、平成28年1月に行われたダルマ市で「よっちゃんスルメ」を出店する等の活動を行いました。



「夢ふたば人」 盆踊り



「ぐるぐるユニット」 ダルマ市

②子育て支援

i 子供・子育て支援体制の推進

- 子育て世代が安心して仕事と育児の両立ができる環境の整備が必要です。双葉町では、子育て世代のニーズを踏まえ、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- 就学前の幼児を持つ母親を対象に子育てへの不安・悩みなどの解消とコミュニケーションの場を提供します。

(2) 教育環境の充実

①双葉町立学校における魅力ある教育の推進

i 町独自の教育方針・教育内容・地域教育の推進

- 双葉町立学校において、少人数教育やICT教育の実施、ALTを活用した英語教育の充実、各種交流機会の創設等、「双葉町教育ビジョン」に沿いながら、魅力と特色のある教育を推進します。
- また、双葉町の歴史・伝統・文化の伝承等についても行い、町の未来を担う次世代の育成を進めます。

コラム

双葉町立幼稚園・小・中学校

- 平成26年4月、いわき市で開校した幼稚園・小・中学校も3年目を迎え、当初は幼小中学生11名であったのが平成28年度は40名まで増加しました。
- 幼小中学校合同の「ふれあい集会」や小中合同の「せんだん太鼓」の練習など、幼稚園から中学生まで、和気あいあいと楽しむ姿がみられます。



「ふれあい集」会の様子



小中合同の「せんだん太鼓」の練習

ii スポーツ振興

- あわせて、関係団体と連携しながら、子供たちの学習支援やスポーツ振興についても取り組みを進めます。

②避難先における子供たちのきずなの維持・学習支援等

i 安心して教育を受けられる環境整備

○子供たちのきずなの維持、伝統文化の継承、学習支援、心のケア等を図るため、「集まれ！ふたばっ子」の開催等、子供達の「つどいの場」を継続的に提供します。

コラム

「集まれ！ふたばっ子」

○双葉町では、将来の双葉町を担う小学生、中学生、高校生等に再会の機会を与え、双葉町の子供としての意識や自覚を持たせ、絆の維持に努めることを目的とし、スパリゾートハワイアンズにおいて1泊2日で「集まれ！ふたばっ子」を開催しています。

○毎年多くの子供や保護者の方が訪れ、旧交を温めています。



集まれ！ふたばっ子 2016の様子

ii 子供たちのきずなの維持・学習支援等

○あわせて、全国に避難している双葉の子供達のネットワークづくり、保護者同士の交流機会の確保等に努めるとともに、ニーズに応じた新たな取組についても随時検討を進めます。

(3) ふるさとの荒廃の防止等

①ふるさとの現状調査・管理・保全等

i インフラ等の被害状況調査・復旧

○町への帰還に向けては、町の現状を的確に把握するとともに、インフラ等の調査・復旧・管理・保全をしていく必要があります。町として、国・県等とも連携しながら、引き続き町内のインフラ等の被害状況を調査し、その復旧等に取り組んでいきます。

コラム

J R双葉駅近くの歩道橋の災害復旧

○J R双葉駅から町立双葉中学校方面へと続く歩道橋については、震災後、橋げたがずれたままとなっておりますが、今年度、災害復旧事業による現状復旧に向けた取組が始まっています。

○町として、引き続き、町内のインフラの復旧作業を順次進めます。

写真

ii 倒壊建物の撤去・危険建物の応急修理・除却等

○倒壊建物の撤去や危険建物の応急修理・除却、屋根の保全、危険物の除去、除草などについて、関係機関と協議しながら引き続き取り組むことにより、安全性の確保を図ります。

iii 防犯・防火対策

○防犯・防火については、放射線量が相当程度低減している区域における一時帰宅の利便性に配慮しながら、その対策の引き続きの徹底を国に求めるとともに、町としても、警察署等の公的機関や警備会社等と連携した防犯・防火パトロール等に引き続き取り組みます。

写真

iv 野生鳥獣への対策

- 野生鳥獣については、イノシシ、ハクビシン、アライグマ等を中心に、住宅等への被害が多数報告されています。
- 町として、環境省が実施している野生鳥獣の捕獲に関し、その引き続きの実施を求めるとともに、わなの設置箇所増設や、ハクビシン・アライグマの年間を通した捕獲実施等の対策強化を国に求めています。
- また、町の有害対象狩猟鳥獣捕獲隊については、避難による隊員の分散、隊員の高齢化、それに伴う後継者不足等の厳しい状況にあることから、広域連携による取組の検討等を含め、今後に向けた対策を検討します。

v 環境保全・放射線量の低減

- 帰還環境の整備には、放射線量を低減させることが必要不可欠です。町として、引き続きの除染徹底に関係機関に求めるとともに、国において町内の正確な放射線量を測定し、迅速かつ正確な情報発信を全国民に対して行うよう、強く求めます。
- また、町内の景観その他の環境保全のため、町内の除草や、農地や里山の保全管理の実施に関する検討を進めます。

< 関連施策 >

VI章 1 (2)① 帰還の判断材料となる情報の提供

②一時帰宅の改善

i 一時帰宅の利便性向上・安全性確保

- 一時帰宅については、一般国道6号の自由通行が開始されるとともに、帰還困難区域内の道路の応急復旧が進み、その安全性が向上してきています。
- また、町からの要望等を踏まえ、帰還困難区域への年間の立入可能回数が30回（平成28年12月現在）まで増加するとともに、JR双葉駅に隣接する双葉町コミュニティセンターを活用した休憩所が今年9月にオープンする等、利便性の向上に向けた取組が併せて進められております。
- 今後とも、帰還困難区域内であっても線量が相当程度低下している地域への立入手続の簡素化を防犯・防災の確保と併せて国に求める等、一時帰宅の安全性・利便性のさらなる向上に向けて取り組みます。

コラム

双葉町コミュニティセンター

- 平成 28 年 9 月 10 日から、双葉町のコミュニティセンターの一部を利用し、一時帰宅者向けの休憩所がオープンいたしました。
- 同施設は双葉町の帰還困難区域内で初めて利用が再開された公共施設であり、水洗トイレや多目的のスペース等を備えています。



双葉町コミュニティセンター外観

③墓参への支援等

i 既存墓地の保全

- 既存の墓地について、除草等による保全に引き続き取り組みます。

ii 新たな墓地の整備・管理

- また、平成 29 年度内における双葉町内の共同墓地使用開始を目指し、その周辺の道路の除染要望等と併せ、取組を進めます。

(4) 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承

i 文化財・伝統文化等の保存・管理

- ふるさと双葉町を復興させ、町を次世代に繋いでいくためには、町の歴史・伝統・文化をこれからの双葉町を担う次世代に継承していく必要があります。
- このため、町として、文化財等の保存・移設・修繕を行うとともに、ダルマ市・じゃんがら念仏踊り・女宝財踊り・神楽等の伝統芸能や、標葉せんだん太鼓等の町の芸能の記録・継承に向けた取組を進め、町の歴史・伝統・文化の次世代への継承を目指します。

ii 学校教育との連携・伝統行事開催等の支援

- 文化財のレスキュー、学校教育を通じた町の歴史・伝統・文化の継承、各種イベント企画等に引き続き取り組みます。

(5) 震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承

i アーカイブ化・記録誌の編纂

- 地震・津波・原子力発電所事故という世界でも類を見ない複合災害の被災地として、このようなことが二度と起こらないよう、震災・事故の教訓と復興の過程を記録し、国内外に広く伝えるとともに、それを次世代に伝承していかななくてはなりません。
- 町として、震災アーカイブ事業の実施や震災記録誌の編纂等を通じ、周辺自治体とも連携しながら、情報の記録や震災遺産の収集等に取り組みます。
- また、事業主体である福島県と連携し、福島県からの情報発信拠点となるアーカイブ拠点施設や復興祈念公園の早期整備に向けた取組を進めます。

ii 震災・事故の経験や教訓・復興への取組を発信

- あわせて、将来的には、復興ツーリズム等のアーカイブ拠点施設や復興祈念公園等への来訪者等を対象とした取組の検討を進めます。

コラム

人と防災未来センター

○平成7年に起こった阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に活かすことを通じて地域防災力の向上等を図るため、平成14年に兵庫県は同県の神戸市に「人と防災未来センター」を設置しています。

○双葉町としても、今般の世界でも類を見ない複合災害の教訓と復興の過程の国内外への情報発信に向けた充実したアーカイブ拠点施設の整備に向け、施設の立地町として、事業主体である福島県と連携して取組を進めます。



人と防災未来センター外観
(兵庫県博物館協会事務局ホームページより)

VII章 計画の実現に向けて

Ⅶ章 計画の実現に向けて

1. 関係者の連携による計画の推進と進捗管理

- 本計画で策定した取組等を推進し、「町民一人一人の復興」と「町の復興」を実現していくためには、行政・民間等の幅広い関係者の連携により、町民の力を結集して取り組んでいく必要があります。
- いわゆるPDCAサイクルにより、関係者の連携により取組を推進するとともに、その効果の検証を行い、随時の改善を図っていくため、「第二次計画」を策定後は、その実施計画を策定し、事業主体や工程の明確化を行うとともに、計画の進捗管理を適切に行っていきます。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

（１）関係者の連携による計画の推進

- 町では、復興に向けた事業の全庁的推進を図るため、「双葉町復興まちづくり計画推進会議」を設置しています。このような全庁的な本部体制のもと、引き続き、総合的・横断的に施策を推進します。
- 本年度に開催した復興町民委員会のような、町役場が町民の声を聞くとともに、町民が復興まちづくりに参加できる体制を維持し、町民主体の復興を目指します。
- 町の復興の主役は町民です。事業の推進等に当たっては、様々な場面で連携を図るとともに、町として、その活動を支えます。

（２）進捗管理

- 「第二次計画」の策定後、その進捗管理等のため、PDCAサイクルを踏まえた事業計画（実施計画）を策定し、随時、見直しを行います。
- 各施策の進捗状況については、定期的に町民のみなさまにお知らせするとともに、進捗が思わしくない施策については、その原因を分析し、改善に努めます。
- また、今後の社会情勢や町民の意識の変化に応じ、この計画に記載された施策自体についても、必要に応じた見直しを行います。

2. 連携・協働

(1) 国・県・周辺市町村との連携・協働

①国・県との連携・協働

- 国・県においても、事故・震災からの復興を加速させる各種構想や計画が策定されています。町としても、国や県による広域的な動きにもアンテナを高く張り、しっかりと連携をしながら、「第二次計画」の実現を目指します。
- また、国・県に対しては、必要に応じ、制度拡充、規制緩和等を求めるとともに、計画の実現に向けた人材の確保や長期的な財政支援についても併せて求めています。

②周辺市町村との連携・協働

- 震災・事故からの復旧・復興については、双葉町の周辺自治体も類似の課題を抱えています。その中でも福島第一原子力発電所の立地町である双葉町は、町域の96%が帰還困難区域に指定されるとともに、町内への中間貯蔵施設の建設が予定されている中、周辺の他市町村の復興を追いかける状態となっています。
- こうした中、周辺市町村等の様々な事例から学ぶとともに、可能な限りの連携をし、効果的な復興まちづくりの推進を図ります。
- また、広域的な事務の実施やサービスの提供等、周辺自治体との効果的な連携・協働を模索し、双葉町の復興の更なる加速化を目指します。
- あわせて、町民が避難している自治体との連携についても引き続き密に取り、その支援に取り組みます。

(2) 町民との協働・民間活力の積極的活用

- 町民の思いに根差したこの計画を実現していくために、町民と協働・連携し、計画を推進していきます。
- 復興支援員制度等を活用して、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成をあわせて推進します。
- また、各種施策のより効果的な推進を図るため、さまざまな分野の学識者・専門家・民間企業との協力・支援体制の構築に取り組みます。

3. 今後検討を進めるべき課題

- 経年劣化等を含めた各種インフラの被害状況や、避難指示解除後の帰還人口やその構成など、現時点では見通しが不透明な事項も多く、現時点で全ての方針を決めることはできません。
- こうした中、次に記載した課題等については、社会状況の変化や町民の意向の変化等を踏まえながら、今後時期をみて、その方向性を検討していきます。

（１）帰還計画の作成と、防災・避難計画の見直し等

- 本計画では双葉町の復興に向けた各種施策の整理をしましたが、実際の帰還に向けては、今後、具体的なスケジュールを整理し、帰還に向けての課題を一つずつクリアしていく必要があります。
- このため、今後、帰還に向けた見通しが立ってきた段階で、具体的な帰還計画を作成するとともに、新たな町の状況にあわせた防災・避難計画の見直し等について、検討を行います。

（２）各種の公共・公益施設の再開方針の整理等

- 双葉町役場、町立幼稚園、小・中学校、公民館・体育館、図書館、歴史民俗資料などの町の公共・公益施設については、まずは施設の被害状況を調査するとともに、避難指示解除後の帰還人口やその構成を見据えながら、その再開方針の整理・検討を進めます。
- また、医療施設、介護施設等についても、町内の体制をどのようにしていくか、関係機関と協議しながら調整を進めます。その際、施設整備のみならず、施設に従事する人材の確保も大きな課題であることに留意します。
- さらに、上記施設等の配置等を踏まえ、生活交通の在り方についても検討を行います。

（３）帰町を見合わせる町民への支援・情報提供の在り方

- 長い避難生活が続く中、避難先で新しいコミュニティを形成している町民も多く、双葉町への一斉帰還は現実的ではありません。
- 帰町を迷っている方や、町へは帰らないと決めているという方について、避難指示の解除後、当面の二地域居住の支援を含め、どのような支援や情報提供が必要となるか、周辺市町村の事例から学びながら、検討を進めます。
- 少しでも双葉町に戻りたいと考えている方が、たとえ子供・孫の代であっても、双葉町に戻れるよう、粘り強く取り組みます。

(4) 新規転入者の受入れに向けて

- 双葉町を再興させていくためには、今後、町内や周辺での就労者等を新たな町民として受け入れていく上での方針を整理するとともに、町の魅力の発信等、その推進方策の検討を進める必要があります。
- 新規転入者を適切に受け入れ、双葉町に自然に溶け込んでもらうことにより町の再興に繋がっていきます。

(5) さらなる復興加速化に向けた取組

- 双葉町の復興は、行政だけでも民間だけでも成しえませんが、行政と民間の協働により町民の力を結集し、町民主体の復興まちづくりを推進していくための更なる方策について、検討を進めます。
- 双葉町復興のシンボルとなる事業やまちづくりの存在は、町の魅力を高める上で大きな役割を果たすと考えられます。
- 例えば、福島県として強く推進している自然エネルギーの活用を取り入れたまちづくり（スマートコミュニティ）は、福島第一原子力発電所の立地町でもある双葉町の新たなシンボルとなり得るまちづくりの一つの案であると考えられます。

4. 今後の計画の見直しについて

- 第二次計画では、当面の5年間に特に焦点を当てながら、今後5～10年程度かけて中長期的に取り組む町の施策を取りまとめました。今後は、その後の双葉町の復興まちづくりの進捗や社会状況の変化を踏まえて、遅くとも策定から5年後を目途に計画の見直しを行い、町民の思いを受けながら、双葉町の復興まちづくりを粘り強く推進いたします。